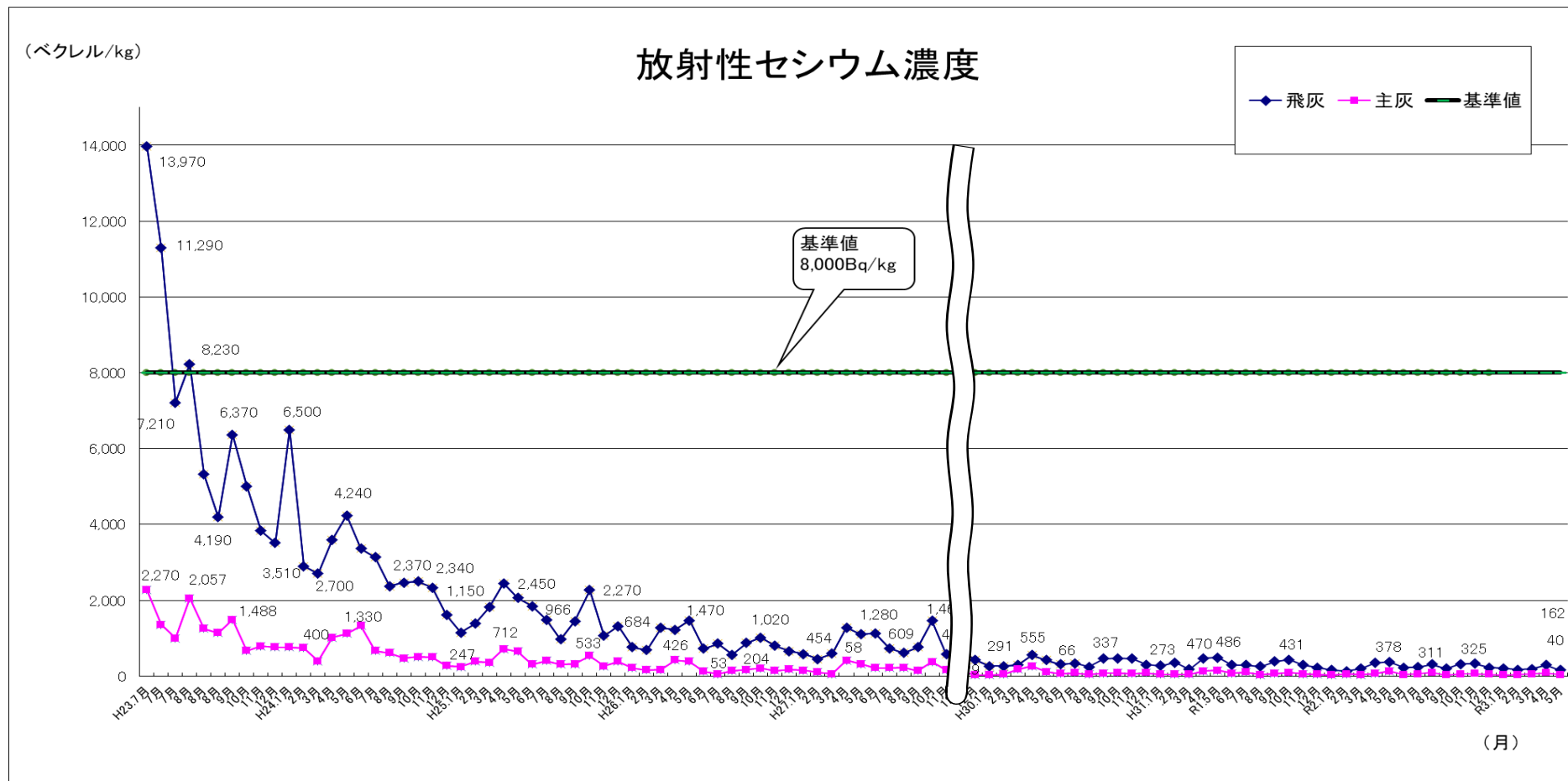


印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

1 放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月1回測定しています。

- 焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウムの測定結果（セシウム134と137の合計値）



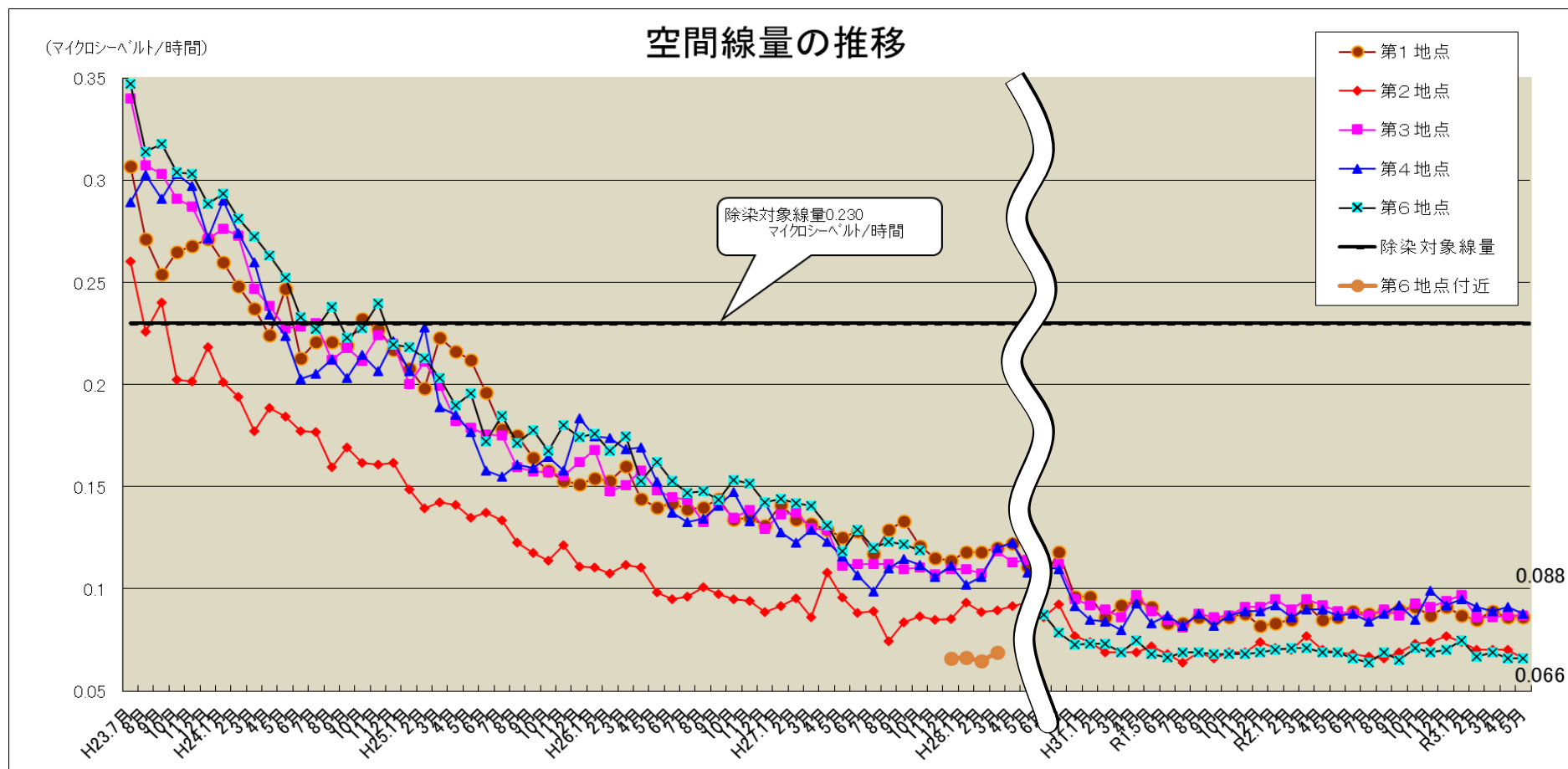
• 排ガス中の放射性セシウムの測定結果（セシウム 134 と 137 の合計値）

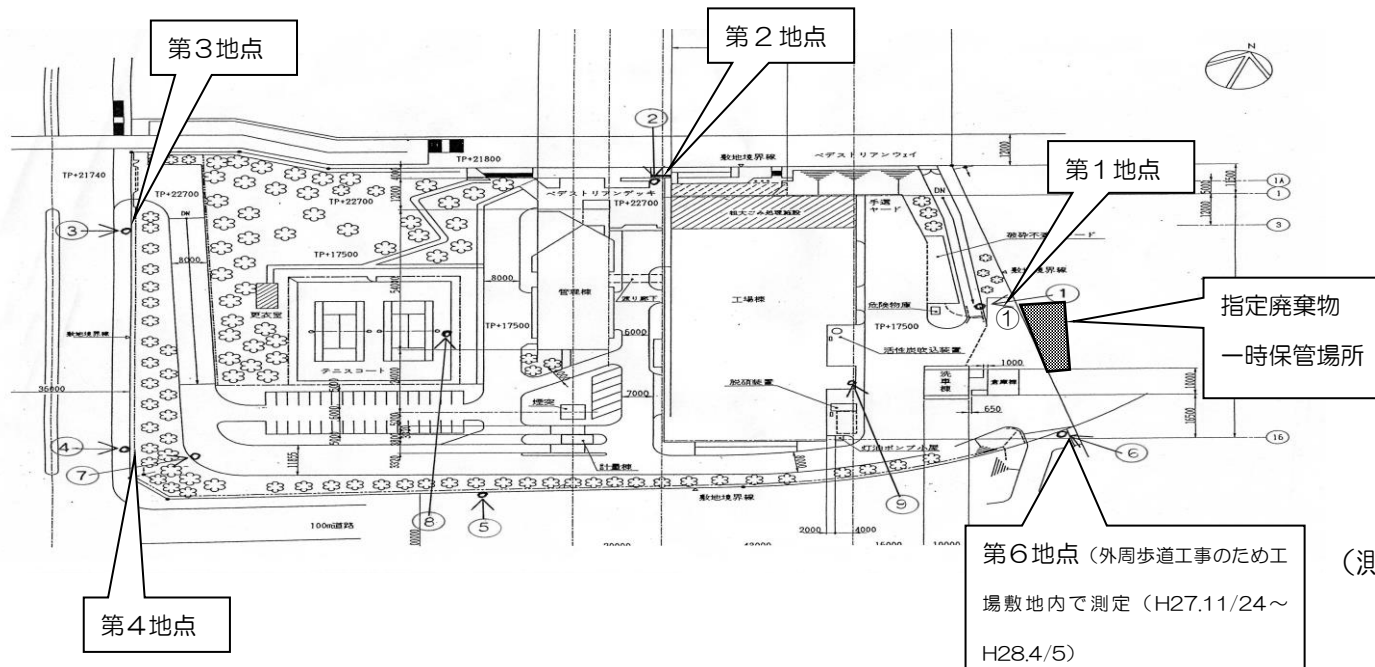
測定月	炉別	測定容器	分析の結果	検出下限値
令和3年5月	1号炉	ろ紙部	不検出	2（134又は137）
		ドレン部	不検出	同上
	3号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和3年4月	2号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和3年3月	3号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和3年2月	1号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上

2 空間線量の推移

印西クリーンセンター敷地内及び敷地境界の9地点で週1回測定しています。

• 敷地境界5地点の空間線量月平均値（地上高 100cm）





※指定廃棄物（飛灰）の保管状況について
 基準値（8,000Bq/kg）を超えた飛灰（平成23年7月、8月発生の指定廃棄物）は130tあり、令和元年度にドラム缶（252缶）をフレコンバックに梱包し、既存のフレコンバック（120袋）と一緒に、一時保管しています。この指定廃棄物は国が処分するものです。

(測定位置図)

【放射線測定器の点検期間中の測定について】

放射線測定器（環境放射線モニタ PA-1000 Radi）は年1回専門業者へ点検に出しています。

令和3年2月1日分の測定は他社より同型式の測定器を借用して測定を行いました。測定値は通常と比較して大幅な乖離はありませんでした。

3 焼却灰の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

（令和2年度：3月末現在）

令和2年度計画処理量	埋立量
5,467 t / 年	<ul style="list-style-type: none"> • 4月 491 t • 8月 469 t • 12月 608 t • 5月 561 t • 9月 504 t • 1月 467 t • 6月 546 t • 10月 442 t • 2月 482 t • 7月 585 t • 11月 428 t • 3月 436 t <u>計 6,019 t</u> <p>印西地区一般廃棄物最終処分場 埋立容量 402,200 m³ 埋立量 96,534 m³ 残余容量 305,666 m³ 埋立率 24.00%</p>

（令和3年度：5月末現在）

令和3年度計画処理量	埋立量
5,400 t / 年	<ul style="list-style-type: none"> • 4月 454 t • 5月 620 t <u>計 1,074 t</u>

白煙防止装置の運用停止の継続について

印西クリーンセンターでは、ごみの焼却から発生する熱を、発電、温水センター、地域冷暖房に有効活用していますが、場内で利用している蒸気の中には、煙突から発生する白煙をできるだけ見えなくするために再度加熱する装置（白煙防止装置）にも利用していました。

煙突からの発生する白煙は、焼却炉内及び排ガス処理装置で利用する水分が水蒸気となり、煙突出口部分が冷やされる寒い冬に、白く見える現象ですが、煙のような見え方であるため、この発生を抑制するため「白煙防止装置」があります。

しかし、エネルギー有効利用の面から印西クリーンセンターでは、「白煙防止装置」で利用している蒸気を発電や地域冷暖房に利用することを目的として、「白煙防止装置」の運用を停止してまいりました。

「白煙防止装置」を停止した場合の蒸気の節約量は、毎年約 6,000 トンから 7,000 トンの蒸気を節約し、発電や地域冷暖房に有効活用しています。

これらのことから、令和3年7月から令和4年6月末までの1年間「白煙防止装置」の運用停止を了承して頂きたく環境委員会に諮ります。

資料4

次期中間処理施設整備事業の進捗状況について

(1) 概略経緯

平成23年度（千葉ニュータウン9住区計画建設予定地の決定）

- 6月 管理者・副管理者会議にて、「千葉ニュータウン9住区」現泉野1丁目を建設予定地として決定する。

平成24年度（千葉ニュータウン9住区計画の撤回）

- 7月 印西市長選において現印西市長が当選
- 11月 印西市より印西地区環境整備事業組合に対して「千葉ニュータウン9住区計画」の白紙撤回の申し入れが行われた。
- 2月 「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」を設置する。

平成25年度（次期中間処理施設の用地を公募）

- 4月 「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」が用地選定の調査審議に着手する。
- 1月 募集期限を3月末として候補地の募集を開始する。
- 3月 候補地募集の結果、岩戸地区1箇所、草深地区1箇所、滝地区1箇所、武西地区2箇所及び吉田地区1箇所、計6箇所から応募申込書が提出される。

平成26年度（建設候補地の選定並びに建設候補地の地元区との基本協定の締結）

- 4月 「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」が応募のあった6箇所に現在地を加えた7箇所を候補地として比較評価に着手する。
- 5月 草深地区について、応募取下書が提出される。
- 6月 武西地区①について、応募取下書が提出される。
- 9月 「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」が候補地の比較評価に関する最終答申書を管理者へ提出する。
- 11月 建設候補地選定会議（管理者・副管理者会議）にて、吉田地区を建設候補地として選定する。
- 2月 「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会」を設置する。
- 2月 「次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会」を設置する。
- 3月 吉田地区の地元町内会である吉田区と組合が「次期中間処理施設整備事業の施行に関する基本協定書」を締結する。
(吉田地区を建設候補地として決定したことを確認し、両者の役割等を定める)

平成27年度（基本協定に基づき各検討委員会の設置）

- 5月 「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会」が施設整備基本計画に関する調査審議に着手する。
- 5月 「次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会」が地域振興策の基本構想等に関する調査審議に着手する。
- 3月 「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会」が施設整備基本計画（案）に関する答申書を管理者へ提出する。
- 3月 「次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会」が地域振興策の基本構想等（案）に関する答申書を管理者へ提出する。

平成28年度（施設整備基本計画及び地域振興策基本構想を策定、整備協定書の締結）

- 4月 各検討委員会の答申を受け「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画」と「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本構想」を策定する。
- 6月 次期中間処理施設整備にあたって、吉田区との約束事をまとめる「次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書」の協議に着手する。
- 1月 「次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書」に対するパブリックコメントを募集する。
- 1月 「次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書」に係る説明会を開催する。
- 3月 吉田区と「次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書」を締結する。
（吉田地区を建設予定地として決定することのほか、地域振興策整備費用の上限など、事業推進に関する約束事を定める。）

平成29年度（施設整備基本計画追加策定及び地域振興策基本計画策定）

- 5月 「地域まるごとフィールドミュージアム事業（地域振興策）」が環境省の地域低炭素化モデル事業に採択される。
- 10月 建設予定地の用地測量及び地質調査が完了する。
- 2月 「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画追加策定（案）」及び「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画（案）」に係る有識者懇話会（ヒアリング形式）を実施する。
- 3月 「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画追加策定（案）」及び「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画（案）」に対するパブリックコメントを募集する。
- 3月 「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画追加策定（案）」及び「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画（案）」に係る説明会を開催する。
- 3月 アクセス道路の地質調査が完了、予備設計及び用地測量に着手する。
- 3月 「次期中間処理施設整備事業 施設整備基本計画」を追加策定する。
（平成28年度策定した施設整備基本計画に、環境影響評価における基礎条件を追加検討した計画）
「次期中間処理施設整備事業 地域振興策基本計画」を策定する。
（次期中間処理施設の周辺対策事業の基本的な計画として「吉田区のインフラ整備等」のほか、地域資源や排熱エネルギーを活用する「多目的な複合施設」を計画に位置付ける。）

平成30年度（建設予定地の買収等）

- 6月 建設予定地の買収に着手する。
- 11月 建設予定地の埋蔵文化財調査に着手する（令和2年度未完了予定）。
- 1月 建設予定地の買収が完了する。
- 1月 アクセス道路の用地物件補償調査、不動産鑑定に着手する。
- 3月 アクセス道路の用地物件補償調査、不動産鑑定が完了する。
- 3月 アクセス道路の予備設計、用地測量が完了する。
- 3月 吉田区と「次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書に係る覚書」を締結する。

令和元年度（施設整備事業総合支援業務の着手、地域振興策基本計画第1回変更の策定）

- 7月 次期中間処理施設整備事業総合支援業務（施設整備事業基本設計、建設工事発注支援、環境影響評価業務）に着手する（令和5年度未完了予定）。
- 7月 次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画一部変更策定業務に着手する。
- 3月 次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第1回変更（案）に対するパブリックコメントを募集する。
- 3月 次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画一部変更策定業務が完了、同基本計画第1回変更を策定する。

令和2年度（アクセス道路設計、文化財調査完了等）

- 4月 水道整備について、令和2年4月に印西市水道課と基本協定書締結（整備期間、整備方法、費用負担など）。協定に基づき令和2年度より実施設計を進め、令和3年度以降順次工事を実施。
- 6月 次期中間処理施設とアクセス道路との重複地権者に対する税務協議について、別事業として税控除を受けられることで事前の協議が整った。
- 11月 アクセス道路・延伸部道路設計及び軟弱地盤解析業務について、継続業務として令和2年、3年度で道路線形の見直し、延伸部の設計及び軟弱地盤解析業務を実施。
- 3月 下水道整備について、次期中間処理施設用地及び地域振興エリアを下水道計画区域に編入し、下水道事業として社会資本整備総合交付金を活用し整備を実施することで印西市下水道課と協議を行った。
整備スケジュールは、令和8年度までに工事完了し、次期施設の試運転等に影響がないことを確認した。
- 3月 平成30年度から現地調査を実施した、次期中間処理施設用地の埋蔵文化財調査について、令和2年度の報告書作成により業務完了した。

○令和3年度次期中間処理施設整備事業の進捗状況について

(令和3年5月末時点)

1. 施設整備について

- ・関係機関協議：道路・上下水道・雨水排水・電気・ガス等（継続）
- ・設計：プラントメーカーに提案を依頼する見積仕様書の作成（継続）
- ・環境影響評価：事業計画概要書・方法書の作成（継続）、現地調査等

2. アクセス道路について

- ・設計業務：令和2年11月契約・令和4年3月完了予定
- ・測量業務：用地測量 令和3年8月契約予定・令和3年11月完了予定
路線測量 令和3年8月契約予定・令和3年10月完了予定
- ・用地買収：不動産鑑定 令和3年11月契約予定・令和4年1月完了予定
物件補償算定 令和3年10月契約予定・令和4年1月完了予定

3. 地域振興策について

- ・測量業務：現地測量 令和3年5月契約・令和3年11月完了予定
用地測量 令和3年8月契約予定・令和4年2月完了予定
- ・用地買収：不動産鑑定 令和3年11月契約予定・令和4年1月完了予定
物件補償算定 令和3年10月契約予定・令和4年1月完了予定

4. 水道事業について（印西市水道課）

- ・費用負担契約締結：5月締結
- ・設計業務、工事施工：令和4年3月完了予定

5. 施設用地管理業務

- ・草刈（第1回）：4月契約・6月完了
（第2回）：8月契約予定・10月完了予定（草の繁茂状況による）

令和3年度 次期中間処理施設整備事業のスケジュールについて

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設整備事業基本設計、 建設工事発注支援、環境 影響評価業務		関係機関協議	:道路・上下水	道・雨水排水・	電気・ガス等							
		設計	:見積仕様書	の作成		依頼				比較検討		
		環境影響評価	:事業計画概	要書・方法書	の作成、千葉	県提出、公告		縦覧、方法	書説明会、委	員会対応		
					環境影響評価	:現地調査等						
アクセス道路												
設計業務					設計、軟弱	地盤解析						
用地測量						用地測量						
用地買収						路線測量				不動産鑑定・	物件補償算定	
											事前協議、	用地交渉
地域振興策												
用地測量					現地測量							
用地買収							用地測量			不動産鑑定・	物件補償算定	
											事前協議、	用地交渉
水道事業	負担契約締結			実施設計	(第1工区・	水管橋)						
							施工	(第2工区)				
施設用地管理業務		草刈				草刈						

※次期中間処理施設稼働開始:令和10年度予定

ICC-議題-20210626

回答は文書で

1. 令和3年度印西地区ごみ処理実施計画が2021年5月7日に掲載された。前年度末までに策定し掲出すると定められているが、遅延した理由は？

2. 令和3年度印西地区衛生組合一般廃棄物処理計画書の「5. し尿・浄化槽汚泥の適正な処理のための方策に関する事項」の「(3) 汚泥等処分先」で、「し渣」、処分先及び住所として「印西地区環境整備事業組合 千葉県印西市大塚一丁目1番地1」、計画量として「9.5トン」、処分方法として「焼却」が記載されているが、令和3年度印西地区ごみ処理実施計画には記載されているか？(令和3年度印西地区衛生組合一般廃棄物処理計画書の作成は2021年4月13日)

	処分先及び所在地	計画量	処分方法
し渣	印西地区環境整備事業組合	9.5 ^ト	焼却
	千葉県印西市大塚一丁目1番地1		

3. し渣の処理は印西地区ごみ処理実施計画に明記すべきではないか？
印西クリーンセンターの処理量と比べれば量が少ないから記載しないということは許されない。
(「印西地区環境整備事業組合ごみ処理施設設置管理条例」の「第3条 印西クリーンセンターの業務は、組合を組織する市町から発生した一般廃棄物の中間処理とする。」と明記されている。) し渣(し尿処理残渣)を記載しない理由はない。

4. 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録が更新されていないのはいかなる理由か？

5. 第3次印西市ごみ減量計画の件
印西市のホームページで、「第3次印西市ごみ減量計画(案)の市民意見公募の結果」が2021年4月2日に公開されたが、「第3次印西市ごみ減量計画」が制定され、印西市のホームページで公開されていない。「第3次印西市ごみ減量計画」の制定とホームページでの公開が遅れているのはいかなる理由か？

6. 印西市ホームページに、2019年12月9日「平成30年度 印西市一般廃棄物処理概要」が公開されているが、「令和元年度 印西市一般廃棄物処理概要」は公開されていない。いかなる理由か？

7. 表-7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)で、測定方法の「JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を利用し測定)」はありえない、間違った表記である。正常な表示に訂正されたい。

8. 「JIS K-0311(排ガス中のダイオキシン類の測定方法)とJIS K-0312(工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法)が2020年3月23日に改正されたため、測定へ影響はいかがか？」という質問への回答が下記のようにあった。

<p>6 ダイオキシン類の測定方法である JIS K-0311、JIS K-0312 が 2020年3月23日に改正された件</p> <p>改正内容と影響を調査し、報告していただきたい。</p>	<p>6</p> <p>改正点については、試料ガス採取、前処理に関する事、測定データの品質管理、結果の報告におけることなどが改正されており、1年以内を目安に移行するよう通知されています。令和2年度は2008年度版で測定結果の報告をいただいておりますので、影響はありません。</p>
---	--

memo

2020年3月27日、独立行政法人製品評価基盤機構認定センターから以下の内容で通知が出ている。

JIS K 0311(2020)及びJIS K 0312(2020) 改正への対応について

2020年3月27日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター 環境認定課

JIS K 0311 及び JIS K 0312 が 2020 年 3 月 23 日に改正された。認定特定計量証明事業者が当該 JIS (2020 年度版) を公定法として用いる際の対応及び手続き上の注意点は以下のとおり。

○ 変更の届出について

2020 年 3 月 23 日付け発行の JIS K 0311 及び 0312 (2020 年度版) に適合した計量証明を行うため、MLAP 認定申請等の手引き (第 12 版) の「変更の届出の対象となる事項」で定める文書の改訂等を行った場合は、下記を確認のうえ、すみやかに認定申請書記載事項変更届を事務局へ提出してください。

1. 認定証附属書に記載された「計量の方法」を修正し再交付しますので、認定証附属書の原本を同封してください。認定証の再交付はありませんので提出は不要です。
2. 新たな認定証附属書の交付及び NITE のホームページへ情報が反映されるまでには、認定申請書記載事項変更届の受理後概ね 2 週間程度かかるため、第三者が認定情報等から最新の公定法に対応しているか否かを確認できない期間が生じることにご注意ください。なお、認定証附属書の裏面及び NITE のホームページには当該届出のあった日付が記載されます。(事業所から一斉に変更届が提出される、書類に不備がある等の場合、2 週間以上の時間を要する可能性があることをご了承ください。)
3. 上記 2. のとおり第三者が確認できない期間がありますが、新たな認定証附属書の交付までの期間に JIS K 0311 及び 0312 (2020 年度版) に基づく計量の実施を妨げるものではありません。ただし、JIS K 0311 及び 0312 (2020 年度版) に適合する手順書等を整備する前に新たな JIS で計量証明を実施した場合は認定基準 (2.4.1 等) に抵触する可能性があります。

○ JIS K 0311 及び 0312 (2020 年度版) への移行について

1. 1 年以内を目安に移行してください。
2. 更新申請期間中に JIS K 0311 及び 0312 (2020 年度版) への見直しを行う場合は、事前に必ず事務局へ連絡してください。ただし更新審査の進捗によっては JIS K 0311 及び

memo

0312 (2020 年度版) への適合状況を審査員が確認できない等の理由により、認定更新後に認定申請書記載事項変更届でのお手続きをお願いする場合があります。

3. 現在の認定有効期限までは JIS K 0311 及び 0312 (2008 年度版) を用い、認定更新日から 2020 年度版へと切り替えることを妨げるものではありません。その際は 2020 年度版に基づいた更新申請書類を提出するとともに、事前に事務局へ申し出てください。

○ 分散型固相吸着-凝集法 (ダイオブロック法) を採用する際の確認試験について

これまで JIS K 0312 (2008 年度版) に基づく計量証明を実施する事業所がダイオブロック法を採用する場合には MLAP ホームページで公表されている「ダイオブロック*導入時の確認試験について」に基づいた確認試験を実施し、自らの手順を確認してから使用する必要がありました。

今回の JIS K 0312 (2020 年度版) にダイオブロック法が採用されたため、新規にダイオブロック法を導入する際の確認試験の取り扱いを以下のとおりとします。

1. 現在、ダイオブロック法の採用を NIIE へ届け出ている事業所については、JIS K 0311 及び 0312 (2020 年度版) への移行に際して特段の確認試験は必要ありません。
2. 現認定でダイオブロック法を採用しておらず、新規にダイオブロック法を導入する事業所は、MLAP ホームページの公表・公開文書「ダイオブロック*導入時の確認試験について」までは必要ありませんが、業務への導入前に自社で定める手順に則って問題なくダイオブロック法を実施できることを自ら確認してください。(濃度既知試料の測定や従来法との比較試験等による確認試験でも可。) 認定申請書記載事項変更届を提出の際は、どのような確認を行ったのかを説明する資料を添付してください。

以上

しかし、2021年4月1日のMLAP認定事業者の内容を見ると、「JIS K 0311 及び 0 312 2020 年度版) への移行」で「1年以内を目安に移行してください。」を満たしていない
このような状況である事業者に委託することは問題がある。

計量法特定計量証明事業者認定制度に基づく認定特定計量証明事業者

認定番号 N-0086-01

○ 事業者の名称及び住所

名称: 株式会社 永山環境科学研究所
(法人番号 2040001028256)

住所: 〒 273-0123 千葉県鎌ヶ谷市南初富1-8-36

○ 事業所の名称及び住所

名称: 株式会社 永山環境科学研究所 ニュータウン研究所

所在地: 〒 277-0931 千葉県柏市藤ヶ谷1210番地1

連絡先: 047-445-7277

認定証交付日 2021年3月5日

認定更新日 2021年3月19日

有効期限 2024年3月18日

・認定の区分の詳細は下表の通り。

認定の区分		計量の方法
大区分	小区分(媒体)	
大気	排ガス	JIS K 0311 (2008)
	環境大気	ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル (平成20年環境省 水・大気環境局)
水 又は 土壌	環境水	JIS K 0312 (2008)
	排水	JIS K 0312 (2008)
	土壌	ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル (平成21年環境省 水・大気環境局)
	底質	ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (平成21年環境省 水・大気環境局)

備考: 計量の方法欄に計量の方法に代えて「※」が記入してある場合は、その媒体は当該認定の対象外であることを示す。

9.表-2) ①排出ガス測定

表-2) ①排出ガス測定で水銀(Hg)の定量下限値が0.5であるのは納得できない。

令和元年度の測定結果のように0.24にしていきたい。

10. 指定廃棄物の件

2020年2月21日に要望書を提出して以降の進捗状況は

11. アスベストを含む珪藻土製品の処分の件

アスベストを含む珪藻土製品の処分の件の回答が下記のようにあった。

<p>7 アスベストを含む珪藻土製品の処分の件</p> <p>昨年末から、アスベストを含む珪藻土製品の回収が話題となっているが、可燃ごみに回収対象品が含まれたか否かはわからない。アスベストのモニタリングを行うべきと思われるが、組合の対応は？</p>	<p>7</p> <p>珪藻土製品については、従前より収集不可としていることから、排出者による可燃ごみへの混入以外には搬入されないものと思っています。可燃ごみは年4回、ごみ質分析調査を実施していますが、今のところ珪藻土製品相当のものは見つかっておりません。</p>
--	--

アスベストを含む珪藻土製品の回収率は約30%と低い状況であることを考えると、提案はより評価されるべきと思うが、いかがか？

<https://www.asiapress.org/apn/2021/05/japan/asbestos-95/>

日本 ▶ アスベスト

<アスベスト含有珪藻土製品>3社販売の約9万個廃棄!? 自治体の家庭ごみに混入か

2021.05.23

井部正之



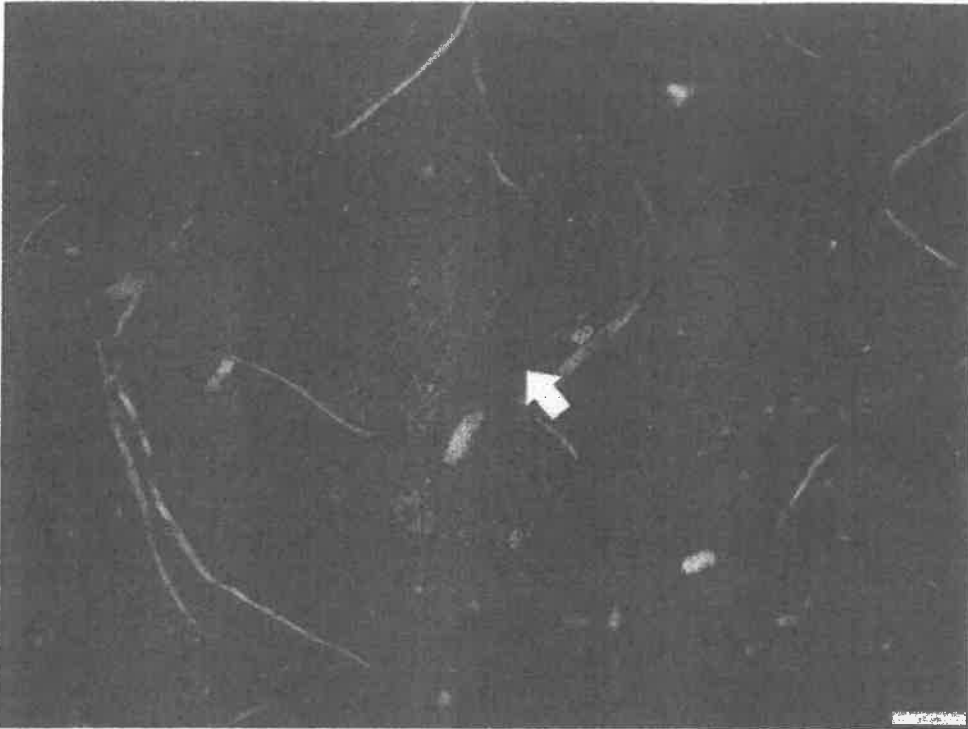
アスベスト（石綿）の含有が確認された珪藻土（けいそうど）バスマットなど約9万個が廃棄された可能性が高いことが明らかになった。家庭ごみとして排出されたとみられ、収集運搬にたずさわった作業員の曝露が懸念される。（井部正之）

アスベストを検出したニトリの珪藻土バスマットの1つ

◆ニトリ、カインズなど「廃棄」確認

2020年11月以降、アスベストの含有が明らかになった珪藻土製品の自主回収を発表した輸入・製造・販売者は6社。対象は計391万966個に上る。

このうち販売数をもっとも多いニトリホールディングスは5月27日、355万4073個のうち、114万個超を回収済みで、回収率は32%超と書面で説明する。じつはこの回収数には購入者が廃棄してしまっていて、実際には未回収のものも含まれており、その数は約9万個に上る（回収数の約7.9%）。回収数が水増しされていることになるが、その問題はひとまず置いておく。



珪藻土バスマットから検出したアスベストの1つ、クリソタイル（白石綿）繊維束（矢印で示したもの）

◆懸念されるごみ収集職員のアスベスト曝露

ニトリ広報部は「お客様のみならず回収対象商品の廃棄処理等に携わる関係各当事者の皆様にご指摘のようなリスクが生じた可能性があることについては、申し訳なく、遺憾に堪えません」と書面で回答した。

カインズ広報部は「可能性はご指摘のとおりと思っております、こういう状況を招いていることは申し訳ないの一点に尽きる」と答えた。

兵庫県明石市の職員が阪神・淡路大震災後にながれきの片付けや収集運搬に1年以上たずさわり、中皮腫を発症したが公務災害として認定されず、現在

認定を求めて職員の妻が係争中だ。元同僚の1人は「可燃ごみで入ったらパッカー車で粉々にしているはず。作業員は（アスベストを）吸ってますよね」と懸念する。

少なくとも国や事業者は家庭ごみとして廃棄され、作業員らがアスベストを吸わされた可能性があることを調べて通知すべきではないか。

廃棄数の把握ができていないニトリに対しては都道府県ごとの廃棄数だけでも公表できないか尋ねたが、同社広報部は実際の廃棄数を調査するのは「極めて困難」として、「ご回答については、差し控えさせていただきたく存じます」と応じなかった。カインズ広報部は「廃棄した方もご申告お願いしますとまで対応できてない」などと答えた。

環境省廃棄物規制課に実態調査や通知を求めたが、明確な回答はない。

きちんと記録を残して伝えなければ、将来珪藻土製品のアスベストに曝露して被害を受けた人びとが労災・公務災害認定されない事例も起こりかねない。

1 2. ごみ処理の有料化に関して

白井市廃棄物減量等推進審議会の答申より、ごみ処理経費の有料化が話題になっている。印西市廃棄物減量等推進審議会は休眠か？状況を整理して報告してほしい。

1 3. 白煙防止装置の運用停止の継続

昨年度は7月5日になってから同意を得るためのアンケートが来たが、今年も提案すらない。やる気がないと思われる。

1 4. 届出項目の報告

PRTR、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集などの届出や連絡を行ったら直近の環境委員会で報告をいただきたい。

令和3年6月13日

質問書

1. 国が定めた「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について
令和4年度から施行される廃プラスチックの対策である3R+Renewable を促進するため、組合としての方針は定めたのか。再商品化を委託する業者は決まったのか。
2. 平成28年8月策定「地球温暖化対策実行計画」について
 - ① 印西クリーンセンターのCO₂排出量について
平成33年度（令和3年度）までに平成27年の排出量から7.8%削減の目標値は達成できそうか。
 - ② 達成率を年度ごとに報告してもらえないか。
 - ③ 達成状況が思わしくない場合、どのような策を講じるのか
 - ④ 国は温室効果ガス排出量を従来の削減目標である「2030年度までに2013年度比26%削減、2050年度までに2013年度比80%削減」を大幅に変更し「2030年度までに2013年度比46%削減、2050年度までに全体として“ゼロ”にする」と決めたが、令和4年度以降の計画は作成中か
 - ⑤ 吉田地区に建設予定の「新クリーンセンター」は、新ごみ処理基本計画では廃プラスチックを燃やして発電等に利用することになっているが、温室効果ガスが増加することと、かつ「プラスチック資源循環促進法」の導入により、燃えるごみの発熱量が大きく変わり、根本的に計画を見直す必要があるのではないか。

以上

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案の概要



製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - ▶ プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ▶ ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - ▶ プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	<p>【環境配慮設計指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。 	 <p><付け替えボトル></p>	
販売提供	<p>【使用の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 	 <p><ワンウェイプラスチックの例></p>	
排出・回収 リサイクル	<p>【市区町村の分別収集・再商品化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。 	<p>【製造・販売事業者等による自主回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 	<p>【排出事業者の排出抑制・再資源化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

※：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

<施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

地球温暖化対策実行計画

(第2次 平成29年度～平成33年度)

平成28年8月

印西地区環境整備事業組合

表 3-1 印西クリーンセンターの排出量

項目	活動量		排出量【kg-CO ₂ 】			
	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)		
燃料使用	ガソリン					
	灯油	44,366L	48,803L	110,448 kg-CO ₂	121,494 kg-CO ₂	110.0%
	軽油	1,693L	1,862L	4,376 kg-CO ₂	4,813 kg-CO ₂	110.0%
	都市ガス	2m ³	2m ³	4 kg-CO ₂	4 kg-CO ₂	100.0%
	合計			114,828 kg-CO ₂	126,311 kg-CO ₂	110.0%
電気使用	1,425,517kWh	1,568,069kWh	719,886 kg-CO ₂	791,875 kg-CO ₂	110.0%	
一般廃棄物の焼却	42,106 t	47,810 t	25,747,672 kg-CO ₂	29,236,093 kg-CO ₂	113.5%	
合計排出量			26,582,386 kg-CO ₂	30,154,279 kg-CO ₂	113.4%	
熱供給事業	22,600 t	25,000 t	3,156,034 kg-CO ₂	3,491,250 kg-CO ₂	110.6%	
熱供給事業を考慮した 場合の排出量			23,426,352 kg-CO ₂	26,663,029 kg-CO ₂	113.8%	

- 注) 1. 目標年度(H33)における「一般廃棄物の焼却」における活動量(47,810t)は、「印西地区ごみ処理基本計画(平成26年3月)」からの数値です。
2. 平成27年度のごみ質と平成33年度のごみ質は同じと仮定しています。
3. 燃料使用、電気使用、熱供給事業における目標年度(H27)の値は、ごみ量に比例するものとしています。

表 3-2 1人あたりの排出量の比較

	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
熱供給事業を考慮した場合の 合計排出量【kg-CO ₂ 】	23,426,352	26,663,029
人口【kg-CO ₂ 】	179,830	189,817
1人あたり排出量 【kg-CO ₂ 】	130.3	140.5
増減量率	—	7.8%

- 注) 1. 現状(H27)人口は、本組合処理対象市町(印西市、白井市、栄町)の平成27年度末現在の人口の合計です。
2. 目標(H33)人口は、「印西地区ごみ処理基本計画(平成26年3月)」における推計人口です。

○自治会側からの質問事項に対する回答書（令和3年度第1回環境委員会）

質 問 事 項	回 答
<p>1 令和3年度印西地区ごみ処理実施計画が2021年5月7日に掲載された。 前年度末までに策定し提出すると定められているが、遅延した理由は何？</p>	<p>1 前年度3月分までの実績数値を使用していたため遅れてしまいました。次年度は年度内資料を利用し年度末までに策定します。</p>
<p>2 令和3年度印西地区衛生組合一般廃棄物処理計画書の「5. し尿・浄化槽汚泥の適正な処理のための方策に関する事項」の「(3) 汚泥等処理先」で、「し渣」、処分先及び住所として「印西地区環境整備事業組合 千葉県印西市大塚一丁目1番地1」、計画量として「9.5t」、処分方法として「焼却」が記載されているが、令和3年度印西地区ごみ処理実施計画には記載されているか？（令和3年度印西地区衛生組合一般廃棄物処理計画書の作成は2021年4月13日）</p>	<p>2 ごみ処理実施計画内にて見込む一般廃棄物のうち、印西クリーンセンターに搬入するものは、家庭系、事業系の燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみと区分しており、し渣は事業系一般廃棄物の燃やすごみとして見込んでいることより、記載はしていません。</p>
<p>3 し渣の処理は印西地区ごみ処理実施計画に明記すべきではないか？ 印西クリーンセンターの処理量と比べれば量が少ないから記載しないということは許されない。（「印西地区環境整備事業組合ごみ処理施設設置管理条例」の「第3条 印西クリーンセンターの業務は、組合を組織する市町から発生した一般廃棄物の中間処理とする。」と明記されている。） し渣（し尿処理残渣）を記載しない理由はない。</p>	<p>3 第3条では、印西クリーンセンターの業務は組合を組織する市町から発生した一般廃棄物の中間処理をすることを業務とするとしており、ごみ処理基本計画に準じ明記しております。今後、個別の（し渣）を記載することについては、ごみ処理基本計画の見直しの際に検討させていただきます。</p>
<p>4 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録が更新されていないのはいかなる理由か？</p>	<p>4 ホームページの更新（掲載）時期については、毎月15日を目安に事務手続きを行っております。5月分は、6月15日に更新をさせていただきました。</p>

47

資料 6

<p>5 第3次印西市ごみ減量計画の件</p> <p>印西市のホームページで、「第3次印西市ごみ減量計画(案)の市民意見公募の結果」が2021年4月2日に公開されたが、「第3次印西市ごみ減量計画」が制定され、印西市のホームページで公開されていない。「第3次印西市ごみ減量計画」の制定とホームページでの公開が遅れているのはいかなる理由か？</p>	<p>5</p> <p>印西市からの回答(6月16日)では、「ホームページでの公開作業が遅れておりましたが、現在、公開しておりますのでご確認ください。」ということでした。</p>
<p>6 印西市ホームページに、2019年12月9日「平成30年度 印西市一般廃棄物処理概要」が公開されているが、「令和元年度 印西市一般廃棄物処理概要」は公開されていない。いかなる理由か？</p>	<p>6</p> <p>印西市からの回答(6月16日)では、「ホームページでの公開作業が遅れておりましたが、現在、公開しておりますのでご確認ください。」ということでした。</p>
<p>7 表一7)排ガス中の重金属測定(調査測定)で、測定方法の JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛については JIS K-0083 を利用し測定)はありえない、間違った表記である。正常な表示に訂正されたい。</p>	<p>7</p> <p>カルシウム、銅、亜鉛の物質の測定方法等については、協定書の規定事項になっています。表記の見直しにあたっては今後、協定書の見直しを含め、代表者会議にて協議していきたいと考えています。なお、新たな測定方法等について決定するまでは、現協定書に規定された重金属類の測定方法「JIS K-0083(※カッコ書き削除)」と表記し、次回の委員会資料から作成したいと考えております。ご理解いただきたいと思ひます。</p>
<p>8 「JIS K-0311(排ガス中のダイオキシン類の測定方法)と JIS K-0312(工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法)が2020年3月23日に改正されたため、測定へ影響はいかがか？」という質問への回答が「改正点については、試料ガス採取、前処理に関すること、測定データの品質管理、結果の報告におけることなどが改正されており、1年以内を目安に移行するよう通知されています。令和2年度は2008年度版で測定結果の報告をいただいておりますので、影響はありません。」とあった。</p>	<p>8</p> <p>同事業者は、認定特定計量証明事業者として認定(更新)を受けておりますので、問題はないと考えております。</p> <p>なお、「JIS K-0311 及び 0312 2020年度版への移行」に関しましては、令和3年4月1日付で認定事項を変更しています。</p> <p>参考:経済産業省HP一部抜粋 濃度の環境計量証明のうち、ダイオキシン類に関しては、特に「特定濃度」と呼ばれ、その事業は特定計量証明事業と言ひます。この事業を行うには、計量法で経済産業</p>

<p>しかし、2021年4月1日のMLAP認定事業者の内容を見ると、「JIS K-0311 及び 0312 2020年度版」への移行で「1年以内を目安に移行してください。」を満たしていない。 このような状況である事業者に委託することは問題がある。</p>	<p>大臣から委任を受けた認定機関等の認定を受けたうえで都道府県に登録する必要があります。 この特定計量証明事業者認定制度はMLAP(エムラップ)とも呼ばれています。</p>
<p>9 表-2)①排出ガス測定</p> <p>表-2)①排出ガス測定で水銀(Hg)の定量下限値が0.5であるのは納得できない。 令和元年度の測定結果のように0.24にしていきたい。</p>	<p>9</p> <p>排ガス中の水銀測定における定量下限値については、これまでの議論を踏まえた結果、ご提示のありました下記の値を定量下限値とし、測定させていただきたいと思えます。</p> <p>【定量下限値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス状水銀:0.11 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ ・粒子状水銀:0.0011 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ ・全水銀(ガス状+粒子状):0.11 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ <p>※排出基準 50 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$は、全水銀の値に対する基準値になります。</p>
<p>10 指定廃棄物の件</p> <p>2020年2月21日に要望書を提出して以降の進捗状況は。</p>	<p>10</p> <p>印西市からの回答(6月16日)では、「特に進捗はございません。」ということでした。</p>
<p>11 アスベストを含む珪藻土製品の処分の件</p> <p>アスベストを含む珪藻土製品の処分の件の回答があった。 質問「昨年末から、アスベストを含む珪藻土製品の回収が話題となっているが、可燃ごみに回収対象品が含まれたか否かはわからない。アスベストのモニタリングを行うべきと思われるが、組合の対応は？」 回答「珪藻土製品については、従前より収集不可としていることから、排出者による可燃ごみへの混入以外には搬入されないものと</p>	<p>11</p> <p>アスベスト入り珪藻土製品については、各メーカーにより自主回収を実施していること。国では通常の使い方を使用している限りは石綿(アスベスト)が飛散することはなく、健康上の問題を生じさせるおそれがないといわれています。 また、珪藻土製品については、従前より収集不可としていることから、排出者による可燃ごみへの混入以外には搬入されないものと考えています。組合としても可燃ごみは年4回、ごみ質分析調査を実施しています。</p>

<p>思っています。可燃ごみは年4回、ごみ質分析調査を実施していますが、今のところ珪藻土製品相当のものは見つかっておりません。」アスベストを含む珪藻土製品の回収率は約30%と低い状況であることを考えると、提案はより評価されるべきと思うが、いかがか？</p>	
<p>12 ごみ処理の有料化に関して</p> <p>白井市廃棄物減量等推進審議会の答申により、ごみ処理経費の有料化が話題になっている。 印西市廃棄物減量等推進審議会は休眠か？ 状況を整理して報告してほしい。</p>	<p>12</p> <p>印西市からの回答(6月16日)では、「令和3年3月に策定された「印西市ごみ減量計画」に、ごみ減量に向けた施策のひとつとして「ごみの有料化の検討」が位置付けられておりますので、具体的な検討は、今後行っていく予定です。」ということでした。</p>
<p>13 白煙防止装置の運用停止の継続</p> <p>昨年度は7月5日になってから同意を得るためのアンケートが来たが、今年も提案すらない。やる気がないと思われる。</p>	<p>13</p> <p>環境委員会にてご提案する予定でしたが、今回、新型コロナウイルス感染防止の観点から定員を半数としたことで、参加できない委員に周知できない結果となり大変申し訳ございませんでした。今後は事前にご提案してまいります。</p>
<p>14 届出項目の報告</p> <p>PRTR、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等などの届出や連絡を行ったら直近の環境委員会で報告をいただきたい。</p>	<p>14</p> <p>経済産業省、環境省、千葉県ホームページにて公表されていますので、各種届出や連絡は対象の官公庁の公表までお待ちください。 容器包装リサイクル法については、印西クリーンセンターへの搬入がないことにより環境委員会での報告は控えさせていただきますが、容器包装リサイクル協会のホームページにて公表されています。</p>
<p>15 国が定めた「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について」</p> <p>令和4年度から施行される廃プラスチックの対策である3R+Renewableを促進するため、組合としての方針は定めたのか。</p>	<p>15</p> <p>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律については、令和3年6月に成立し1年以内に施行することとなっています。 市町村の分別収集・再商品化の促進として、プラスチック資源の分別収集を促進する</p>

<p>再商品化を委託する業者は決まったのか。</p>	<p>ため、容り法ルートを活用した再商品化事業などが可能となります。国の再商品化事業などの制度の創設状況をみてプラスチック資源の分別収集などの検討をしていきます。</p>
<p>16 平成28年8月策定「地球温暖化対策実行計画」について</p> <p>(1)印西クリーンセンターのCO2排出量について 平成33年度(令和3年度)までに平成27年の排出量から7.8%削減の目標値は達成できそうか。</p> <p>(2)達成率を年度ごとに報告してもらえないか。</p> <p>(3)達成状況が思わしくない場合、どのような策を講じるのか。</p> <p>(4)国は温室効果ガス排出量を従来の削減目標である「2030年度までに2013年度比26%削減、2050年度までに2013年度比80%削減」を大幅に変更し「2030年度までに2013年度比46%削減、2050年度までに全体として“ゼロ”にする」と決めたが、令和4年度以降の計画は作成中か。</p> <p>(5)吉田地区に建設予定の「新クリーンセンター」は、新ごみ処理基本計画では廃プラスチックを燃やして発電等に利用することになっているが、温室効果ガスが増加することと、かつ「プラスチック資源循環促進法」の導入により、燃えるごみの発熱量が大きく変わり、根本的に計画を見直す必要があるのではないか。</p>	<p>16</p> <p>(1)組合の構成市町の人口が増加していること、一般廃棄物の焼却量が増加していることから、現状(平成27年度)に対して、目標(令和3年度 △7.6%)の達成は困難な状況となっています。</p> <p>(2)地球温暖化対策実行計画(平成29年度～令和3年度)中、目標は平成27年度を基準とした令和3年度の増減率(△7.6%)となっているため、増減率をお答えします。 平成28年度 27.3%、平成29年度△1.4%、平成30年度 1.9%、令和元年度 25.1%となっています。</p> <p>(3)ごみの排出量の減量化と分別の推進、蒸気の有効利用を推進してまいりたいと考えています。</p> <p>(4)環境省への温室効果ガス排出量の報告期限が7月末であることから、現在令和2年度の排出量を算定しています。その算定数値(令和2年度)を基準とする「地球温暖化対策実行計画」(令和4年度から令和8年度)の策定に着手したところです。</p> <p>(5)施設整備基本計画(H28.4)においては、プラスチック製容器包装をサーマルリサイクルした場合の検討を行っていますが、プラスチック製容器包装のサーマルリサイクルについては、ごみ処理基本計画において決定する必要があるとしております。 ごみ処理基本計画(H31.3)においては、プラスチック製容器包装の分別強化に努め、今後の国のプラスチック資源循環戦略を踏まえて対応することとしております。</p>

令和3年度印西地区ごみ処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、令和3年度印西地区ごみ処理実施計画を次のとおり定める。

1. 総則

(1) 趣旨

印西地区ごみ処理実施計画（以下「計画」という。）は、平成31年3月に策定した印西地区ごみ処理基本計画の推進及び実施のために必要な令和3年度のごみの減量、資源化及び適正な処理を図るために必要な事項を定めるものとする。

2. 計画の期間及び区域

(1) 計画期間

計画の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(2) 計画区域

印西市、白井市、栄町の全域とする。

(3) 一般廃棄物（資源物含む）の排出量の見込み

印西地区環境整備事業組合（以下「組合」という。）令和3年度推計ごみ量で、次のものが対象となる。

(単位：t)

区 分	※1 家庭系	※2 事業系	合 計
燃やすごみ	32,865	13,520	46,385
燃やさないごみ	1,029	16	1,045
粗大ごみ	1,930	8	1,938
資源物	7,085	0	7,085
計	42,909	13,544	56,453

有価物集団（資源回収団体）回収	2,962	0	2,962
-----------------	-------	---	-------

※1：家庭系とは、家庭から排出される一般廃棄物を、組合及び栄町が委託した収集業者や排出者が、印西クリーンセンターへ搬入する一般廃棄物。

※2：事業系とは、事業活動に伴う一般廃棄物を、委託した一般廃棄物収集運搬許可業者や事業者が、印西クリーンセンターへ搬入する一般廃棄物。

3. 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) 家庭から排出される一般廃棄物の処理

家庭から排出される一般廃棄物（ごみ）は、分別収集により、ごみの減量・資源化を図るものとし、排出については、分別区分への適正排出の遵守及び組合指定袋による排出の徹底などにより、一層の適正処理に努める。

なお、栄町はごみの排出抑制を図るため有料制を導入していることから、独自の指定袋、指定シールを使用する。

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やすごみ (可燃ごみ)	組合（委託） 排出者	組合（直営）	・焼却	・組合直営 ・組合委託 (焼却残渣等の一部)	埋め立て
	栄町（委託） 排出者				
燃やさないごみ (不燃ごみ)	組合（委託） 排出者	組合（直営）	・手選別（有価物・破砕不適物の回収） ・手選別後破砕（破砕後、鉄類は回収・不燃残渣は埋め立て）	・組合直営 ・組合委託 (一部)	埋め立て 資源化
	栄町（委託） 排出者				
粗大ごみ	組合（委託） 排出者	組合（直営）	・手選別（有価物・破砕不適物の回収） ・手選別後破砕（破砕後、鉄類は回収・可燃残渣は焼却・不燃残渣は埋め立て）	・組合直営 ・組合委託 (焼却残渣等の一部)	埋め立て 資源化
	栄町（委託） 排出者				
資源物	組合（委託）	組合（委託） ※1一部業者	資源化	—	—
	※3 構成市町 (直営)	※2 構成市町 (委託)			
	栄町（委託）	栄町（委託）			
※4 有害ごみ	組合（委託） 栄町（委託）	組合（委託）	・資源物抽出型無害化 処理	・組合委託	埋め立て 一部資源化

※1：中間処理の主体について、資源物のうち、ビン、缶、ペットボトル及び容器包装プラスチックは、組合（委託）とする。

※2：中間処理の主体について、資源物のうち布類及び紙類、廃食用油、スプレー缶類は資源化業者とする。

※3：資源物のうち、使用済小型電子機器は拠点回収し、構成市町直営で収集運搬する。

※4：有害ごみは、使用済み乾電池、使用済み蛍光灯、水銀入り温度計類とする。なお、栄町は、スプレー缶・カセットガスボンベを有害ごみとして収集し、民間中間処理施設に搬入する。

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の処理

事業活動に伴って排出される一般廃棄物（ごみ）は、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者はごみの減量及び適正な分別に努め、資源化に協力することとし、事業者自ら又は組合、構成市町が許可した一般廃棄物収集運搬業者を活用するなどして、一般廃棄物については組合の処理施設又は一般廃棄物処分業の許可を受けた民間の中間処理施設で処理を行うこととする。

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	許可業者 排出者	組合（直営）	・焼却・破碎・資源化等	・組合（直営） ・組合（焼却 残渣等一部 委託）	埋め立て 資源化
		許可業者 排出者	・焼却・資源化等	・許可業者 ・排出者	埋め立て 資源化

(3) 災害に伴って排出される廃棄物の処理

災害に伴って排出される廃棄物（ごみ）は、構成市町で地域防災計画及び廃棄物処理計画により定められています。

4. 発生抑制・排出抑制計画

印西地区ごみ処理基本計画（平成31年3月改訂）の基本理念「みんなでつくる循環型社会～環境への負荷をかけない地域を目指して～」に基づき、これまでの「使い捨てる生活」から「ごみを出さない生活」へ、ライフスタイルの転換を意識した3Rの取組を一層強化し、積極的に住民・事業者・行政が連携・協働して各種施策に取り組めます。

主な施策	施策概要
ごみ排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ●食品ロスを減らそう ●生ごみの水切りを徹底しよう ●マイバッグを使用しよう ●繰り返し使えるものを使用しよう ●事業系ごみの排出を減らそう
ごみの分別、リユース・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な分別・処理を推進しよう ●資源の分別を徹底しよう ●資源回収に協力しよう ●リユース・リサイクル商品を活用しよう
ごみについて考える	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみに関する知識を高め、実践しよう ●ごみ処理有料化について考えよう ●資源化の仕組みづくりについて考えよう

5. 収集運搬計画

(1) 収集運搬の概要

家庭系ごみについては別表のとおりとする。

なお、印西クリーンセンターに一般廃棄物を直接搬入する場合は、印西地区環境整備事業組合ごみ処理に関する取扱要領に規定する、印西クリーンセンター受入基準に従うものとする。

事業系ごみについては、排出者責任により事業者自ら又は収集運搬許可業者への委託によることとする。

別 表

①家庭系ごみ

(単位：t)

種 類	収集運搬 主体	収集 回数	収集方法		収集量 (t)	主な搬入先	
燃やすごみ	組合 (委託) 栄町 (委託)	週2回	指定袋による ステーション方式 (栄町は有料制)		32,865	印西クリーンセンター 民間中間処理施設 ・栄町有害ごみ(スプレー缶等)	
燃やさないごみ・有害ごみ		月2回 栄町 (不燃ごみ)	指定袋による ステーション方式 (栄町は有料制)		1,029		
		週1回 (有害ごみ)					
		月1回					
粗大ごみ		随 時	戸別収集方式 (集合住宅は集積所 収集) (白井市・栄町は有料制)		1,930		
資源物	組合 (委託) 栄町 (委託)	週1回			7,085	民間中間処理施設	
			ビン・缶	麻袋によるステーション方式			ビン 1,115 缶 513
			ペットボトル	網袋によるステーション方式			531
			プラスチック製容器包装	指定袋によるステーション方式			1,637
			紙 類	ひもで結束による品目ごとのステーション方式			2,780
			布 類	透明な袋又は指定袋によるステーション方式			420
			スプレー缶類 (栄町を除く)	透明な袋によるステーション方式			43

	構成市町 (直営)	月2回	小 型 家 電	回収ボックスによる 拠点回収方式	36	認定事業者
		随時	廃 食 用 油	拠点回収	10	民間再資源 化施設
計	—	—	—	—	42,909	—

②事業系ごみ

(単位：t)

種 類	収集運搬 主体	収集 回数	収集方法	収集量 (t)	主な搬入先
可燃ごみ	事業者又 は許可業 者	—	許可業者による事業所別 収集方式又は自己搬入	13,520	印西クリー ンセンター 民間中間処 理施設
不燃ごみ				16	
粗大ごみ				8	
資源物				—	
計	—	—	—	13,544	—

(2) 収集搬入しない一般廃棄物

収集しない一般廃棄物は、「印西地区環境整備事業組合ごみ処理に関する取扱要領」第4条第3項別表の「印西クリーンセンター受入基準別表-1の2. 受入れできないごみ」とする。

排出方法は次のとおりとする。

①特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）対象機器

家電リサイクル法対象機器は排出者が購入した小売業者、若しくは買い替えの場合には、新しい製品を購入する小売業者へ引取りを依頼するなどして再資源化を図るものとする。

②廃二輪自動車

廃二輪自動車（50ccを超えるもの）は、国内二輪メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく廃棄二輪車取扱店又は指定引取り窓口に持込むものとする。

③廃消火器

廃消火器は、廃消火器リサイクルシステムに基づく消火器取扱店に持込むものとする。

④注射針等

注射針等は、感染性廃棄物として医療機関または保険薬局などに持込むものとする。

⑤その他の収集しない一般廃棄物

その他の収集しない一般廃棄物は排出者自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、工事作業を依頼した業者や購入した店に引取りを依頼するか等により適正に処理を行うものとする。

6. 中間処理計画

燃やすごみは、印西クリーンセンターで焼却し、燃やさないごみや粗大ごみは、手選別により、有価物・破砕不適物を回収し、破砕後鉄類は回収、可燃残渣は焼却、不燃残渣は埋め立てる。

資源物は、民間の資源中間処理施設で、選別、圧縮、梱包を行う。資源物のうち使用済み小型電子機器については、拠点回収分は市・町がストックヤードへ搬入し保管、ピックアップ回収分は組合がクリーンセンターで保管する。

(1) 施設の概要

処理対象	名称	所在地	処理能力	処理方式等
可燃ごみ	印西クリーンセンター	印西市大塚 1丁目1番地1	300 t/日 (100 t × 3 炉)	全連続燃焼式焼却炉 ・焼却処理(可燃系粗大ごみは破碎後焼却処理)する。
不燃ごみ・粗大ごみ	印西クリーンセンター	印西市大塚 1丁目1番地1	50 t/日	横型回転式破碎機 ・手選別後有価物は売却、不燃系粗大ごみは破碎処理する。
資源物	ビン	民間中間処理施設		・選別後公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ルートでの再商品化事業者へ引き渡す。 ・栄町は独自ルートで処理する。
	缶・スプレー缶	民間中間処理施設		・選別圧縮後売却 ・栄町は独自ルートで処理する。
	ペットボトル	民間中間処理施設		・選別後公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ルートでの再商品化事業者へ引き渡す。 ・栄町は独自ルートで処理する。
	プラスチック製容器包装	民間中間処理施設		・選別後公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ルートでの再商品化事業者へ引き渡す。 ・栄町は独自ルートで処理する。
	使用済み小型電子機器	拠点回収分	・ストックヤードで保管	・保管場所から直接認定事業者等へ売却。
	ピックアップ回収分	・クリーンセンターで保管		

※紙・布類は、直接売却する。(栄町は独自ルートで処理する。)

(2) 計画処理量

(単位：t)

施設名	種類	計画処理量
印西クリーンセンター	可燃ごみ	46,385
	不燃ごみ・粗大ごみ	2,983
民間中間処理施設	資源物	3,885
	ビン	1,115
	缶 (スプレー缶含む)	556
	ペットボトル	531

	プラスチック製容器包装	1,637
	使用済小型電子機器	36
	廃食用油	10

※紙・布類は、直接売却する。

7. 最終処分計画

印西クリーンセンターで処理した焼却灰及び破碎残渣は、下記の最終処分場において埋立処分する。

(1) 施設の概要

名 称	所在地	処理能力	処理方式
印西地区一般廃棄物 最終処分場	印西市岩戸 3630	埋立面積 53,900 m ² 埋立容量 402,200 m ³ 残余容量 305,666 m ³ (令和3年3月末)	セル方式

(2) 計画処理量

(単位：t)

施設名	種 類	計画処理量
印西地区一般廃棄 物 最終処分場	焼却灰	5,400
	不燃残渣	416

8. 一般廃棄物処理業

(1) 収集運搬業

許可者	許可数	備 考	
印西市	24	・一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を含む）	1
		・し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物	6
		・し尿及び浄化槽汚泥、特定家庭用機器を除く一般廃棄物	11
		・その他	6

白井市	17	<ul style="list-style-type: none"> ・特定家庭用機器を含む ・浄化槽汚泥に限る ・実験動物死体及び付随汚物に限る ・再生可能な樹木、枝葉及び刈草に限る ・感染性以外の紙おむつに限る ・その他 	<p>4</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>9</p>
栄町	11	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物（し尿処理及び浄化槽汚泥除く） ・し尿処理及び浄化槽汚泥に限る ・処理困難物に限る ・食品残渣に限る（運搬に限る） 	<p>5</p> <p>3</p> <p>1</p> <p>2</p>

※収集運搬許可は、現行の許可業者にて対応できることから、新規の許可は認めないものとする。ただし、管轄する市町長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(2) 処分業

許可者	許可数	備 考	
印西市	7	<ul style="list-style-type: none"> ・刈草、剪定枝等の堆肥化 ・食品残渣の堆肥化 ・廃家電製品等 	<p>5</p> <p>1</p> <p>1</p>
白井市	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル、ビン、缶処分 ・食品残渣、バイオマスガス化発電等 ・廃蛍光灯管類 	<p>1</p> <p>1</p> <p>1</p>
栄町	3	<ul style="list-style-type: none"> ・食品残渣、刈草、剪定枝等の堆肥化 ・ペットボトル処分 ・粗大、廃プラスチック、電化製品、金属製品 	<p>1</p> <p>1</p> <p>1</p>

一般廃棄物処理施設維持管理記録

令和2年4月分

	焼却量		焼却日
	t	月	
1号炉	1,781.16	t / 月	4/1 ~27
2号炉	0.00	t / 月	—
3号炉	1,737.00	t / 月	4/11 ~30

	測定を行った場所	号炉	測定結果		
			値	単位	備考
燃焼ガス温度	燃焼室中段	1号炉	819 ~ 908	℃	
		2号炉	— ~ —	℃	
		3号炉	895 ~ 924	℃	
集塵器 入口ガス温度	バグフィルター入口	1号炉	194 ~ 200	℃	
		2号炉	— ~ —	℃	
		3号炉	193 ~ 195	℃	
CO濃度	煙突入口	1号炉	10 ~ 25	ppm	
		2号炉	— ~ —	ppm	
		3号炉	3 ~ 6	ppm	

冷却設備及び燃焼ガス処理設備に堆積したばいじんの除去	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼ガス冷却設備の除塵はスートブロー噴霧により運転中毎日実施。 ・ろ過式集塵器の除塵は圧縮空気により運転中毎日実施。
----------------------------	--

排ガス測定結果

令和2年4月分

施設名 1号炉

排ガス採取月日	4/1 ~26		
排ガス採取位置	煙突入口		
測定結果		測定結果	規制値
ばいじん	g / N m ³	0.00 ~ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	4 ~ 12	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	39 ~ 62	250
塩化水素 (HCl)	ppm	14 ~ 28	430

施設名 2号炉

排ガス採取月日	—		
排ガス採取位置	煙突入口		
測定結果		測定結果	規制値
ばいじん	g / N m ³	— ~ —	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	— ~ —	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	— ~ —	250
塩化水素 (HCl)	ppm	— ~ —	430

施設名 3号炉

排ガス採取月日	4/12 ~30		
排ガス採取位置	煙突入口		
測定結果		測定結果	規制値
ばいじん	g / N m ³	0.00 ~ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	1 ~ 5	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	44 ~ 56	250
塩化水素 (HCl)	ppm	8 ~ 16	430

※測定結果の値については、連続測定装置による測定値になります。

一般廃棄物処理施設維持管理記録

令和2年5月分

	焼却量		焼却日
	0.00	t / 月	
1号炉	0.00	t / 月	—
2号炉	1,411.85	t / 月	5/10 ~ 31
3号炉	2,740.19	t / 月	5/1 ~ 31

	測定を行った場所	号炉	測定結果			
			—	~	—	℃
燃焼ガス温度	燃焼室中段	1号炉	—	~	—	℃
		2号炉	859	~	897	℃
		3号炉	882	~	925	℃
集塵器 入口ガス温度	バグフィルター入口	1号炉	—	~	—	℃
		2号炉	194	~	195	℃
		3号炉	193	~	195	℃
CO濃度	煙突入口	1号炉	—	~	—	ppm
		2号炉	11	~	21	ppm
		3号炉	3	~	6	ppm

冷却設備及び燃焼ガス処理設備に堆積したばいじんの除去	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼ガス冷却設備の除塵はスートブロー噴霧により運転中毎日実施。 ・ろ過式集塵器の除塵は圧縮空気により運転中毎日実施。
----------------------------	--

排ガス測定結果

令和2年5月分

施設名 1号炉

排ガス採取月日		—			
排ガス採取位置		煙突入口			
測定結果		測定結果		規制値	
ばいじん	g / Nm ³	—	～	—	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	—	～	—	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	—	～	—	250
塩化水素 (HCl)	ppm	—	～	—	430

施設名 2号炉

排ガス採取月日		5/10 ～ 31			
排ガス採取位置		煙突入口			
測定結果		測定結果		規制値	
ばいじん	g / Nm ³	0.00	～	0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	21	～	9	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	41	～	58	250
塩化水素 (HCl)	ppm	9	～	21	430

施設名 3号炉

排ガス採取月日		5/1 ～ 31			
排ガス採取位置		煙突入口			
測定結果		測定結果		規制値	
ばいじん	g / Nm ³	0.00	～	0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	3	～	8	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	50	～	56	250
塩化水素 (HCl)	ppm	10	～	15	430

※測定結果の値については、連続測定装置による測定値になります。

一般廃棄物処理施設維持管理記録

令和2年6月分

	焼却量		焼却日
1号炉	1,808.31	t/月	6/4~30
2号炉	1,877.58	t/月	6/1~29
3号炉	138.83	t/月	6/1 ~2

	測定を行った場所	号炉	測定結果			
燃焼ガス温度	燃焼室中段	1号炉	865	~	900	℃
		2号炉	860	~	909	℃
		3号炉	905	~	905	℃
集塵器 入口ガス温度	バグフィルター入口	1号炉	194	~	195	℃
		2号炉	191	~	195	℃
		3号炉	195	~	195	℃
CO濃度	煙突入口	1号炉	6	~	19	ppm
		2号炉	9	~	17	ppm
		3号炉	3	~	3	ppm

冷却設備及び燃焼ガス処理設備に堆積したばいじんの除去	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼ガス冷却設備の除塵はスートブロー噴霧により運転中毎日実施。 ・ろ過式集塵器の除塵は圧縮空気により運転中毎日実施。
----------------------------	--

排ガス測定結果

令和2年6月分

施設名 1号炉

排ガス採取月日	6/4 ~ 30		
排ガス採取位置	煙突入口		
測定結果		測定結果	規制値
ばいじん	g / Nm ³	0.00 ~ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	4 ~ 14	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	48 ~ 64	250
塩化水素 (HCl)	ppm	10 ~ 32	430

施設名 2号炉

排ガス採取月日	6/1 ~ 29		
排ガス採取位置	煙突入口		
測定結果		測定結果	規制値
ばいじん	g / Nm ³	0.00 ~ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	9 ~ 15	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	48 ~ 60	250
塩化水素 (HCl)	ppm	14 ~ 24	430

施設名 3号炉

排ガス採取月日	6/1 ~ 2		
排ガス採取位置	煙突入口		
測定結果		測定結果	規制値
ばいじん	g / Nm ³	0.00 ~ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	5 ~ 6	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	52 ~ 55	250
塩化水素 (HCl)	ppm	12 ~ 13	430

※測定結果の値については、連続測定装置による測定値になります。

一般廃棄物処理施設維持管理記録

令和2年7月分

	焼却量		焼却日
	数量	単位	
1号炉	1,514.65	t/月	7/1~3、7/13~31
2号炉	0.00	t/月	—
3号炉	2,789.31	t/月	7/1 ~7/31

	測定を行った場所	号炉	測定結果		
			値1	値2	単位
燃焼ガス温度	燃焼室中段	1号炉	849	~ 898	℃
		2号炉	—	~ —	℃
		3号炉	853	~ 906	℃
集塵器 入口ガス温度	バグフィルター入口	1号炉	195	~ 195	℃
		2号炉	—	~ —	℃
		3号炉	194	~ 195	℃
CO濃度	煙突入口	1号炉	5	~ 17	ppm
		2号炉	—	~ —	ppm
		3号炉	2	~ 5	ppm

冷却設備及び燃焼ガス処理設備に堆積したばいじんの除去	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼ガス冷却設備の除塵はスートブロー噴霧により運転中毎日実施。 ・ろ過式集塵器の除塵は圧縮空気により運転中毎日実施。
----------------------------	--

排ガス測定結果

令和2年7月分

施設名 1号炉

排ガス採取月日	7/1～3、7/13～31		
排ガス採取位置	煙突入口		
測定結果		測定結果	規制値
ばいじん	g / Nm ³	0.00 ~ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	3 ~ 13	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	46 ~ 62	250
塩化水素 (HCl)	ppm	12 ~ 28	430

施設名 2号炉

排ガス採取月日	—		
排ガス採取位置	煙突入口		
測定結果		測定結果	規制値
ばいじん	g / Nm ³	— ~ —	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	— ~ —	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	— ~ —	250
塩化水素 (HCl)	ppm	— ~ —	430

施設名 3号炉

排ガス採取月日	7/1～31		
排ガス採取位置	煙突入口		
測定結果		測定結果	規制値
ばいじん	g / Nm ³	0.00 ~ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	3 ~ 7	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	45 ~ 57	250
塩化水素 (HCl)	ppm	9 ~ 14	430

※測定結果の値については、連続測定装置による測定値になります。

一般廃棄物処理施設維持管理記録

令和2年8月分

	焼却量		焼却日
	数量	単位	
1号炉	725.06	t/月	8/1 ~ 11
2号炉	90.31	t/月	8/30 ~ 31
3号炉	2,693.74	t/月	8/1 ~ 31

	測定を行った場所	号炉	測定結果		
			値	単位	備考
燃焼ガス温度	燃焼室中段	1号炉	855 ~ 906	℃	
		2号炉	881 ~ 881	℃	
		3号炉	883 ~ 914	℃	
集塵器 入口ガス温度	バグフィルター入口	1号炉	195 ~ 195	℃	
		2号炉	195 ~ 195	℃	
		3号炉	194 ~ 195	℃	
CO濃度	煙突入口	1号炉	8 ~ 16	ppm	
		2号炉	11 ~ 11	ppm	
		3号炉	2 ~ 6	ppm	

冷却設備及び燃焼ガス処理設備に堆積したばいじんの除去	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼ガス冷却設備の除塵はスートブロー噴霧により運転中毎日実施。 ・ろ過式集塵器の除塵は圧縮空気により運転中毎日実施。
----------------------------	--

排ガス測定結果

令和2年8月分

施設名 1号炉

排ガス採取月日	8/ 1 ~ 11		
排ガス採取位置	煙突入口		
測定結果		測定結果	規制値
ばいじん	g / Nm ³	0.00 ~ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	7 ~ 14	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	51 ~ 61	250
塩化水素 (HCl)	ppm	15 ~ 23	430

施設名 2号炉

排ガス採取月日	8/30 ~ 31		
排ガス採取位置	煙突入口		
測定結果		測定結果	規制値
ばいじん	g / Nm ³	0.00 ~ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	10 ~ 10	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	56 ~ 56	250
塩化水素 (HCl)	ppm	22 ~ 22	430

施設名 3号炉

排ガス採取月日	8/ 1 ~ 31		
排ガス採取位置	煙突入口		
測定結果		測定結果	規制値
ばいじん	g / Nm ³	0.00 ~ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	5 ~ 11	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	49 ~ 56	250
塩化水素 (HCl)	ppm	9 ~ 14	430

※測定結果の値については、連続測定装置による測定値になります。

一般廃棄物処理施設維持管理記録

令和2年9月分

	焼却量		焼却日
	kg	t/月	
1号炉	1,042.97	t/月	9/16 ~ 30
2号炉	2,032.35	t/月	9/1 ~ 30
3号炉	1,221.83	t/月	9/1 ~ 14

	測定を行った場所	号炉	測定結果	
			値	単位
燃焼ガス温度	燃焼室中段	1号炉	859 ~ 894	℃
		2号炉	871 ~ 922	℃
		3号炉	884 ~ 907	℃
集塵器 入口ガス温度	バグフィルター入口	1号炉	194 ~ 195	℃
		2号炉	194 ~ 195	℃
		3号炉	195 ~ 195	℃
CO濃度	煙突入口	1号炉	7 ~ 15	ppm
		2号炉	8 ~ 20	ppm
		3号炉	2 ~ 3	ppm

冷却設備及び燃焼ガス処理設備に堆積したばいじんの除去	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼ガス冷却設備の除塵はスートブロー噴霧により運転中毎日実施。 ・ろ過式集塵器の除塵は圧縮空気により運転中毎日実施。
----------------------------	--

排ガス測定結果

令和2年9月分

施設名 1号炉

排ガス採取月日	9/16 ~ 30		
排ガス採取位置	煙突入口		
測定結果		測定結果	規制値
ばいじん	g / Nm ³	0.00 ~ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	7 ~ 14	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	50 ~ 59	250
塩化水素 (HCl)	ppm	15 ~ 26	430

施設名 2号炉

排ガス採取月日	9/ 1 ~ 30		
排ガス採取位置	煙突入口		
測定結果		測定結果	規制値
ばいじん	g / Nm ³	0.00 ~ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	3 ~ 10	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	48 ~ 63	250
塩化水素 (HCl)	ppm	11 ~ 25	430

施設名 3号炉

排ガス採取月日	9/ 1 ~ 14		
排ガス採取位置	煙突入口		
測定結果		測定結果	規制値
ばいじん	g / Nm ³	0.00 ~ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	5 ~ 7	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	50 ~ 55	250
塩化水素 (HCl)	ppm	10 ~ 13	430

※測定結果の値については、連続測定装置による測定値になります。

一般廃棄物処理施設維持管理記録

令和2年10月分

	焼却量		焼却日
	数量	単位	
1号炉	1,936.39	t/月	10/1～4、10/8～31
2号炉	2,175.62	t/月	10/1～31
3号炉	0.00	t/月	—

	測定を行った場所	号炉	測定結果	
			値	単位
燃焼ガス温度	燃焼室中段	1号炉	871～899	℃
		2号炉	862～925	℃
		3号炉	—～—	℃
集塵器 入口ガス温度	バグフィルター入口	1号炉	195～195	℃
		2号炉	194～195	℃
		3号炉	—～—	℃
CO濃度	煙突入口	1号炉	4～18	ppm
		2号炉	5～14	ppm
		3号炉	—～—	ppm

冷却設備及び燃焼ガス処理設備に堆積したばいじんの除去	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼ガス冷却設備の除塵はスートブロー噴霧により運転中毎日実施。 ・ろ過式集塵器の除塵は圧縮空気により運転中毎日実施。
----------------------------	--

排ガス測定結果
令和2年10月分

施設名 1号炉

排ガス採取月日	10/ 1 ~ 4、10/ 8 ~ 31		
排ガス採取位置	煙突入口		
測定結果		測定結果	規制値
ばいじん	g / Nm ³	0.00 ~ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	8 ~ 18	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	49 ~ 61	250
塩化水素 (HCl)	ppm	14 ~ 28	430

施設名 2号炉

排ガス採取月日	10/ 1 ~ 31		
排ガス採取位置	煙突入口		
測定結果		測定結果	規制値
ばいじん	g / Nm ³	0.00 ~ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	2 ~ 11	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	50 ~ 63	250
塩化水素 (HCl)	ppm	15 ~ 32	430

施設名 3号炉

排ガス採取月日	—		
排ガス採取位置	煙突入口		
測定結果		測定結果	規制値
ばいじん	g / Nm ³	— ~ —	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	— ~ —	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	— ~ —	250
塩化水素 (HCl)	ppm	— ~ —	430

※測定結果の値については、連続測定装置による測定値になります。

一般廃棄物処理施設維持管理記録

令和2年11月分

	焼却量		焼却日
1号炉	399.75	t/月	11/ 1 ~ 6
2号炉	1,200.50	t/月	11/ 1 ~ 6、11/18 ~ 30
3号炉	1,262.99	t/月	11/16 ~ 30

	測定を行った場所	号炉	測定結果			
燃焼ガス温度	燃焼室中段	1号炉	879	~	912	℃
		2号炉	842	~	918	℃
		3号炉	884	~	917	℃
集塵器 入口ガス温度	バグフィルター入口	1号炉	195	~	195	℃
		2号炉	195	~	196	℃
		3号炉	192	~	195	℃
CO濃度	煙突入口	1号炉	11	~	16	ppm
		2号炉	5	~	17	ppm
		3号炉	1	~	4	ppm

冷却設備及び燃焼ガス処理設備に堆積したばいじんの除去	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼ガス冷却設備の除塵はスートブロー噴霧により運転中毎日実施。 ・ろ過式集塵器の除塵は圧縮空気により運転中毎日実施。
----------------------------	--

排ガス測定結果
令和2年11月分

施設名 1号炉

排ガス採取月日 11/1～6

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果		測定結果		規制値
ばいじん	g/Nm ³	0.00	～ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	8	～ 13	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	50	～ 58	250
塩化水素 (HCl)	ppm	14	～ 21	430

施設名 2号炉

排ガス採取月日 11/1～6、11/18～30

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果		測定結果		規制値
ばいじん	g/Nm ³	0.00	～ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	5	～ 13	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	51	～ 61	250
塩化水素 (HCl)	ppm	15	～ 26	430

施設名 3号炉

排ガス採取月日 11/16～30

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果		測定結果		規制値
ばいじん	g/Nm ³	0.00	～ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	5	～ 14	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	53	～ 56	250
塩化水素 (HCl)	ppm	11	～ 18	430

※測定結果の値については、連続測定装置による測定値になります。

一般廃棄物処理施設維持管理記録

令和2年12月分

	焼却量		焼却日
1号炉	—	t / 月	—
2号炉	1,953.24	t / 月	12/ 1 ~ 29
3号炉	2,554.01	t / 月	12/ 1 ~ 29

	測定を行った場所	号炉	測定結果			
燃焼ガス温度	燃焼室中段	1号炉	—	~	—	℃
		2号炉	869	~	915	℃
		3号炉	884	~	917	℃
集塵器 入口ガス温度	バグフィルター入口	1号炉	—	~	—	℃
		2号炉	194	~	195	℃
		3号炉	191	~	195	℃
CO濃度	煙突入口	1号炉	—	~	—	ppm
		2号炉	4	~	12	ppm
		3号炉	2	~	4	ppm

冷却設備及び燃焼ガス処理設備に堆積したばいじんの除去	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼ガス冷却設備の除塵はスートブロー噴霧により運転中毎日実施。 ・ろ過式集塵器の除塵は圧縮空気により運転中毎日実施。
----------------------------	--

排ガス測定結果
令和2年12月分

施設名 1号炉

排ガス採取月日 —

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果		測定結果		規制値	
ばいじん	g / Nm ³	—	～	—	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	—	～	—	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	—	～	—	250
塩化水素 (HCl)	ppm	—	～	—	430

施設名 2号炉

排ガス採取月日 12/ 1 ～29

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果		測定結果		規制値	
ばいじん	g / Nm ³	0.00	～	0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	3	～	11	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	49	～	60	250
塩化水素 (HCl)	ppm	12	～	22	430

施設名 3号炉

排ガス採取月日 12/ 1 ～29

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果		測定結果		規制値	
ばいじん	g / Nm ³	0.00	～	0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	3	～	8	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	51	～	56	250
塩化水素 (HCl)	ppm	11	～	15	430

※測定結果の値については、連続測定装置による測定値になります。

一般廃棄物処理施設維持管理記録

令和3年1月分

	焼却量		焼却日
	—	t/月	
1号炉	—	t/月	—
2号炉	1,536.55	t/月	1/6 ~ 29
3号炉	2,401.51	t/月	1/5 ~ 31

	測定を行った場所	号炉	測定結果			
			—	～	—	℃
燃焼ガス温度	燃焼室中段	1号炉	—	～	—	℃
		2号炉	890	～	919	℃
		3号炉	880	～	919	℃
集塵器 入口ガス温度	バグフィルター入口	1号炉	—	～	—	℃
		2号炉	195	～	195	℃
		3号炉	194	～	195	℃
CO濃度	煙突入口	1号炉	—	～	—	ppm
		2号炉	4	～	12	ppm
		3号炉	1	～	4	ppm

冷却設備及び燃焼ガス処理設備に堆積したばいじんの除去	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼ガス冷却設備の除塵はスートブロー噴霧により運転中毎日実施。 ・ろ過式集塵器の除塵は圧縮空気により運転中毎日実施。
----------------------------	--

排ガス測定結果

令和3年1月分

施設名 1号炉

排ガス採取月日 —

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果		測定結果		規制値	
ばいじん	g / Nm ³	—	～	—	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	—	～	—	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	—	～	—	250
塩化水素 (HCl)	ppm	—	～	—	430

施設名 2号炉

排ガス採取月日 1 / 6 ～ 29

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果		測定結果		規制値	
ばいじん	g / Nm ³	0.00	～	0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	3	～	9	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	48	～	57	250
塩化水素 (HCl)	ppm	12	～	21	430

施設名 3号炉

排ガス採取月日 1 / 5 ～ 31

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果		測定結果		規制値	
ばいじん	g / Nm ³	0.00	～	0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	2	～	5	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	50	～	56	250
塩化水素 (HCl)	ppm	9	～	24	430

※測定結果の値については、連続測定装置による測定値になります。

一般廃棄物処理施設維持管理記録

令和3年2月分

	焼却量		焼却日
	数量	単位	
1号炉	753.97	t/月	2/17 ~ 28
2号炉	—	t/月	—
3号炉	2,283.74	t/月	2/ 1 ~ 27

	測定を行った場所	号炉	測定結果		
			値	範囲	単位
燃焼ガス温度	燃焼室中段	1号炉	854	~ 898	℃
		2号炉	—	~ —	℃
		3号炉	884	~ 923	℃
集塵器 入口ガス温度	バグフィルター入口	1号炉	195	~ 195	℃
		2号炉	—	~ —	℃
		3号炉	192	~ 195	℃
CO濃度	煙突入口	1号炉	14	~ 24	ppm
		2号炉	—	~ —	ppm
		3号炉	3	~ 5	ppm

冷却設備及び燃焼ガス処理設備に堆積したばいじんの除去	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼ガス冷却設備の除塵はスートブロー噴霧により運転中毎日実施。 ・ろ過式集塵器の除塵は圧縮空気により運転中毎日実施。
----------------------------	--

排ガス測定結果
令和3年2月分

施設名 1号炉

排ガス採取月日 2/17 ~ 28

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果		測定結果		規制値
ばいじん	g / Nm ³	0.00	~ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	6	~ 9	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	54	~ 62	250
塩化水素 (HCl)	ppm	16	~ 20	430

施設名 2号炉

排ガス採取月日 —

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果		測定結果		規制値
ばいじん	g / Nm ³	—	~ —	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	—	~ —	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	—	~ —	250
塩化水素 (HCl)	ppm	—	~ —	430

施設名 3号炉

排ガス採取月日 2/ 1 ~ 27

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果		測定結果		規制値
ばいじん	g / Nm ³	0.00	~ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	2	~ 5	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	52	~ 56	250
塩化水素 (HCl)	ppm	10	~ 14	430

※測定結果の値については、連続測定装置による測定値になります。

一般廃棄物処理施設維持管理記録

令和3年3月分

	焼却量		焼却日
	数量	単位	
1号炉	1,180.03	t/月	3/1 ~ 18
2号炉		t/月	—
3号炉	1,872.44	t/月	3/9 ~ 31

	測定を行った場所	号炉	測定結果		
			値	範囲	単位
燃焼ガス温度	燃焼室中段	1号炉	876	~ 905	℃
		2号炉	—	~ —	℃
		3号炉	882	~ 913	℃
集塵器 入口ガス温度	バグフィルター入口	1号炉	195	~ 195	℃
		2号炉	—	~ —	℃
		3号炉	194	~ 195	℃
CO濃度	煙突入口	1号炉	9	~ 21	ppm
		2号炉	—	~ —	ppm
		3号炉	2	~ 5	ppm

冷却設備及び燃焼ガス処理設備に堆積したばいじんの除去	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼ガス冷却設備の除塵はスートブロー噴霧により運転中毎日実施。 ・ろ過式集塵器の除塵は圧縮空気により運転中毎日実施。
----------------------------	--

排ガス測定結果

令和3年3月分

施設名 1号炉

排ガス採取月日 3/ 1 ~ 18

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果		測定結果		規制値
ばいじん	g / Nm ³	0.00	~ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	4	~ 8	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	53	~ 61	250
塩化水素 (HCl)	ppm	11	~ 25	430

施設名 2号炉

排ガス採取月日 —

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果		測定結果		規制値
ばいじん	g / Nm ³	—	~ —	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	—	~ —	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	—	~ —	250
塩化水素 (HCl)	ppm	—	~ —	430

施設名 3号炉

排ガス採取月日 3/ 9 ~ 31

排ガス採取位置 煙突入口

測定結果		測定結果		規制値
ばいじん	g / Nm ³	0.00	~ 0.00	0.08
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	2	~ 6	1900
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	53	~ 56	250
塩化水素 (HCl)	ppm	8	~ 13	430

※測定結果の値については、連続測定装置による測定値になります。

印 西 ク リ ー ン セ ン タ ー
緊 急 時 対 応 マ ニ ュ ア ル

平 成 27 年 9 月

印 西 地 区 環 境 整 備 事 業 組 合

目 次

1 緊急時対応マニュアルの目的等	1
2 緊急連絡体制.....	2
3 地震発生時の対応	3
4 爆発事故発生時の対応	4
5 火災発生時の対応	5
6 断水時・ガス停止の対応	6
7 灯油配管破損時・停電の対応	7
8 ガス漏洩・薬品流出の対応	8
9 その他異常時の対応.....	9
10 事故別対応指示者	10
11 設備別事故対応方法	11
12 事故の経過・報告・届出	12
13 事故完了報告	13
14 教育・訓練の評価	14

1 緊急時対応マニュアルの目的

廃棄物処理施設においては、廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃掃法)に基づき、施設の維持管理及び安全管理に努めることが必要である。また、労働安全衛生法、消防法、電気事業法等に基づき、日常の運転管理及び保守管理、災害時の緊急対応、設備の維持管理及び運用に関する保安の確保等、施設の安全な操業に努めることを目的とする。

2 緊急連絡体制

異常が発生した場合の連絡体制フロー及び関係機関連絡電話番号を設定した。

3 想定した事態

想定した事態としては、地震発生時、爆発発生時、火災発生時、断水時、ガス停止時、灯油配管破損等、停電時、ガス漏洩、薬品流出、その他異常時などの事態とする。

4 事故別対応指示者

事故の種類として、火災・爆発、電気事故、ガス漏洩、有毒ガス等発生、薬品等流出、設備異常等に応じた対応指示者を選定した。

5 設備別事故対応方法

設備の種類として、受入・供給、燃焼、燃焼ガス冷却、排ガス処理、通風、給水、排水処理、電気、計装に分けた想定される事故対応を選定した。

6 事故の経過・報告・届出

事故の種類に応じた経過・報告・届出先を設定した。

7 事故完了報告

原因究明及び再発防止のための資料として、記録の保存について定め、同じ過ちを二度と起こさない。

8 教育・訓練の評価

種類別の教育・訓練方法及び評価者について定め、事故を未然に防ぐ。

9 用語の解説

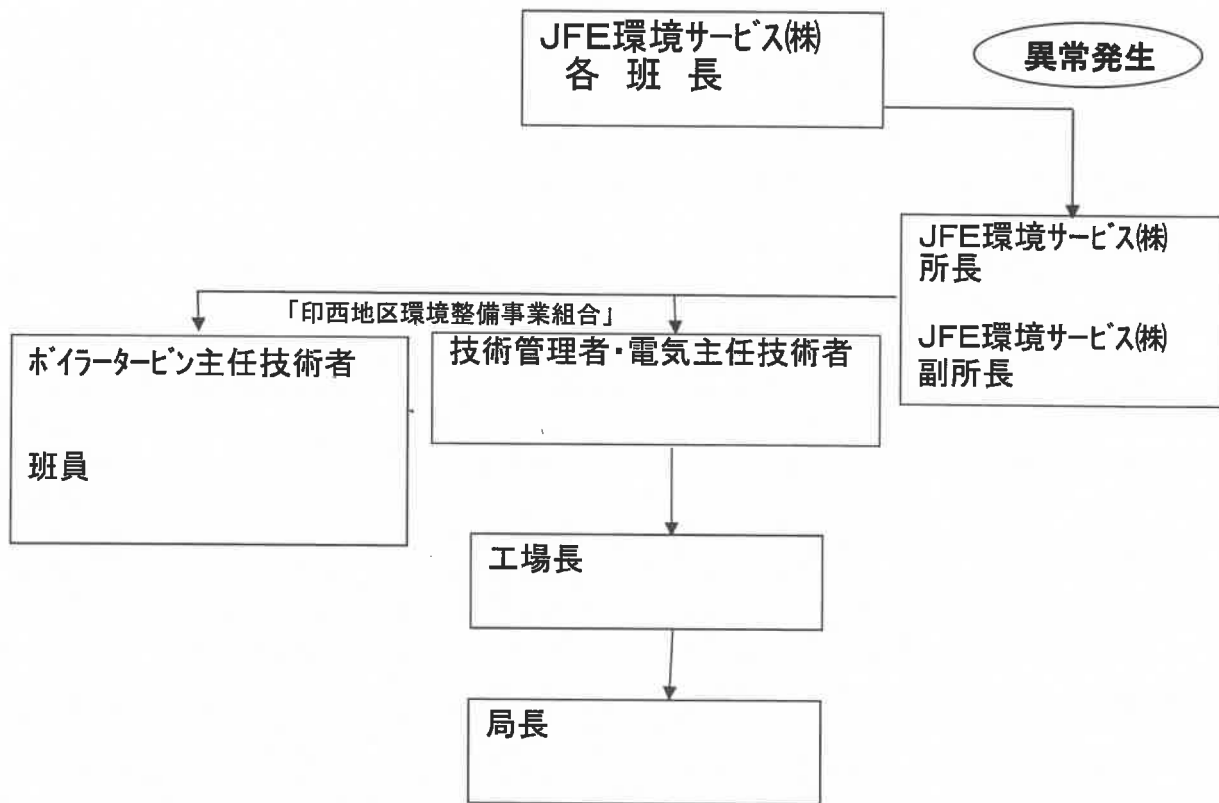
軽度:地震等のアクシデントがあっても、機器の運転に問題がなく、引き続き運転継続できる場合です。

中度:損傷があるものの、簡単な修理及び予備機器にてどうにか運転継続できる場合です。

重度:損傷が激しく運転継続が困難な場合です。

* 個人情報により無記名

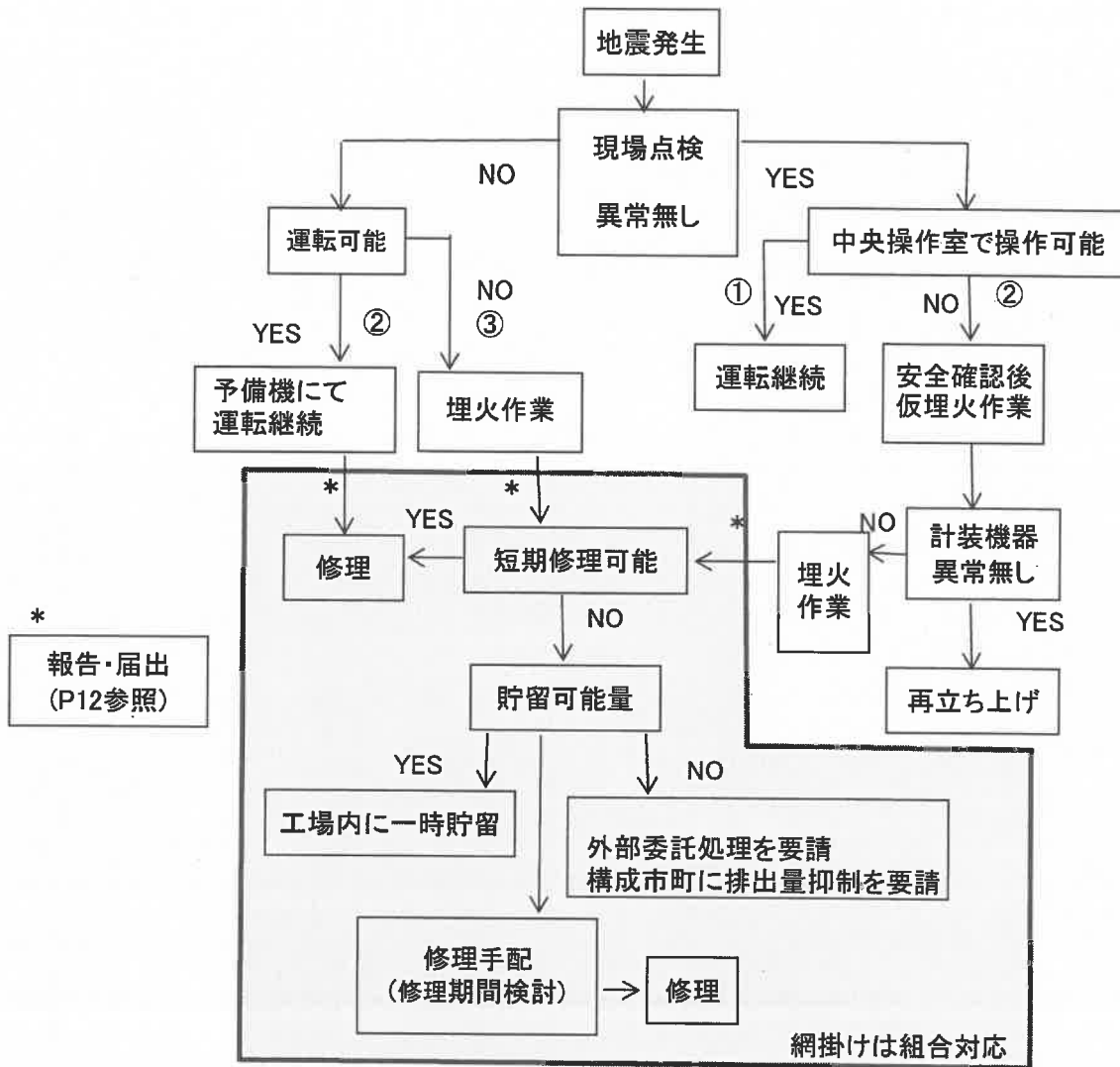
印西クリーンセンター 緊急連絡体制



印西地区環境整備事業組合	46-2733	
JFE環境サービス(株)	46-1279	内線353
JFEエンジニアリング(株)(倉庫2F)	47-1335	内線380
中央制御室	46-2735	内線333

○県印旛地域振興事務所地域環境保全課	043-483-1138
○印西警察署	42-0110
○印西地区消防組合	46-4321
○印西西消防署	46-0119
○関東東北産業保安監督部電力安全課	048-600-0391
○東京電力(株)	55-5212
○関東電気保安協会	043-424-8211
○温水センター	47-1661
○千葉ニュータウンセンター(熱供給)	事務所46-5612 工場47-2547
○日本医科大学 千葉北総病院	99-1111(代表)
○成田労働基準監督署	22-5666

地震発生時の対応

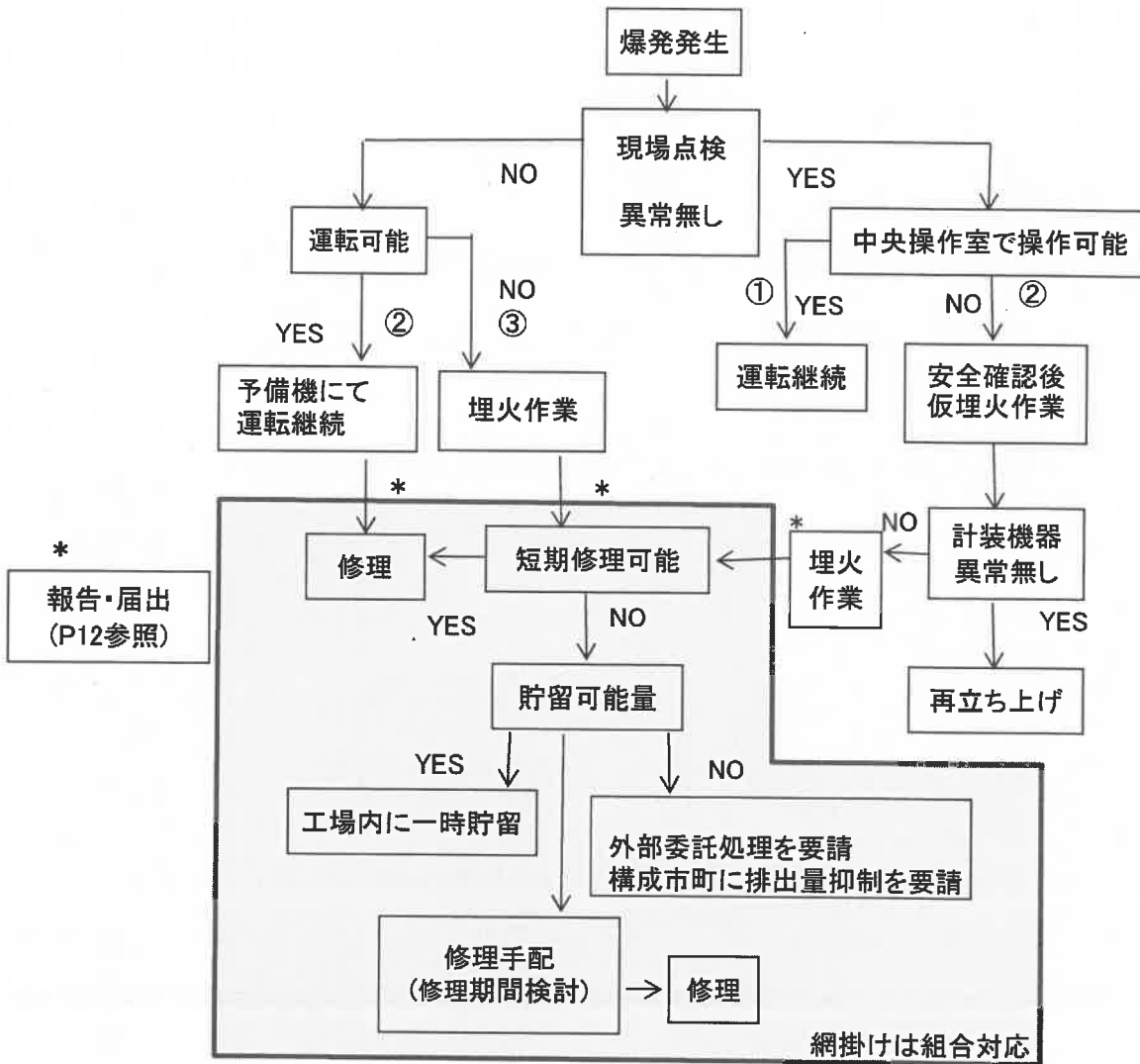


- ①: 軽度→技術管理者は口頭により工場長へ報告する。
- ②: 中度→技術管理者は「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、必要に応じ修理を手配する。
- ③: 重度→技術管理者は「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、修理及び貯留可能量を超えた場合の手配を行う。

仮埋火作業: ゴミ焼却を一時停止

埋火作業: 焼却炉を降温

爆発発生時の対応



①: 軽度→技術管理者は防火管理者の指示の下、口頭により工場長へ報告する。

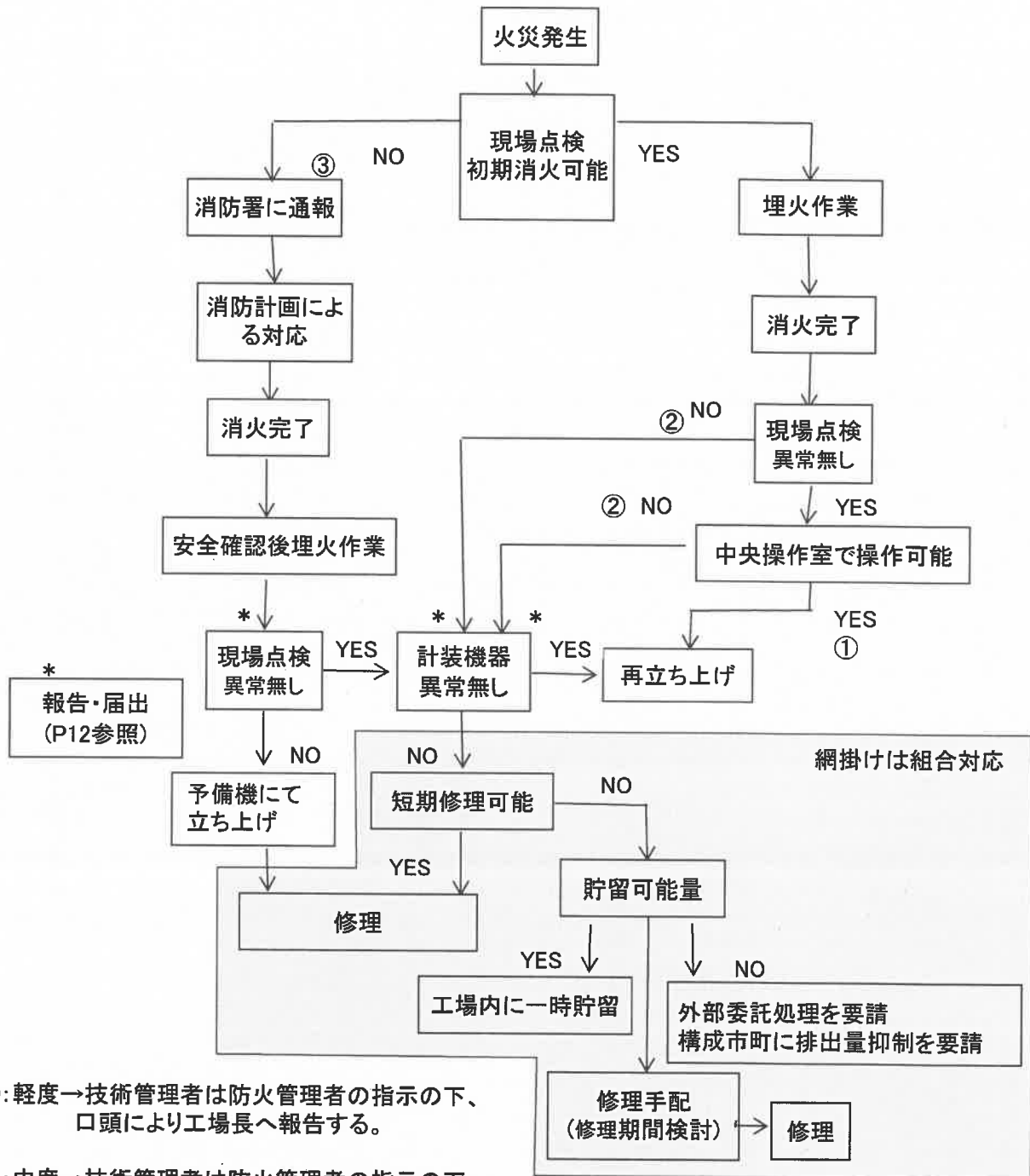
②: 中度→技術管理者は防火管理者の指示の下、「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、必要に応じ修理を手配する。

③: 重度→技術管理者は防火管理者の指示の下、「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、修理及び貯留可能量を超えた場合の手配を行う。

仮埋火作業: ごみ焼却を一時停止

埋火作業: 焼却炉を降温

火災発生時の対応

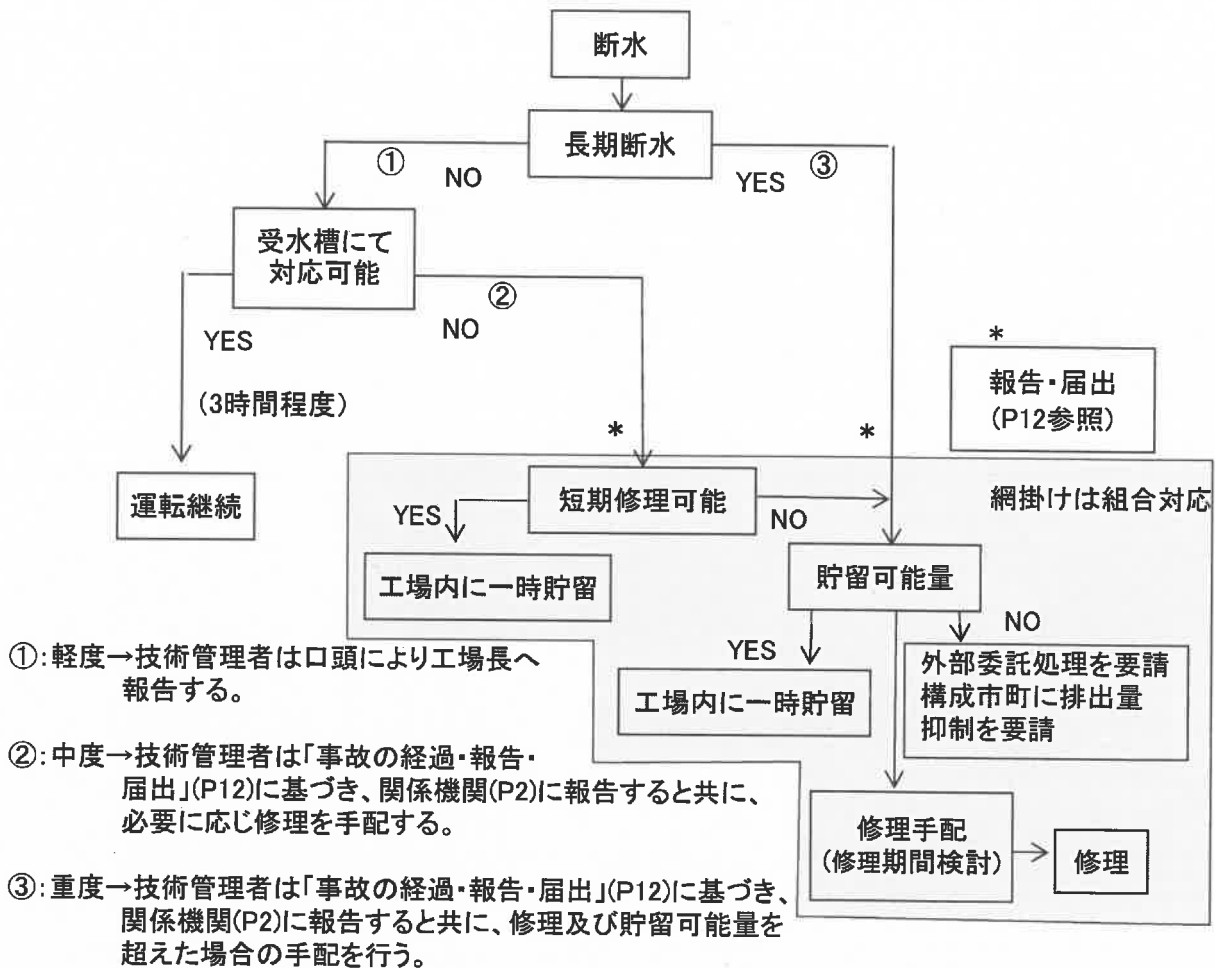


①: 軽度→技術管理者は防火管理者の指示の下、口頭により工場長へ報告する。

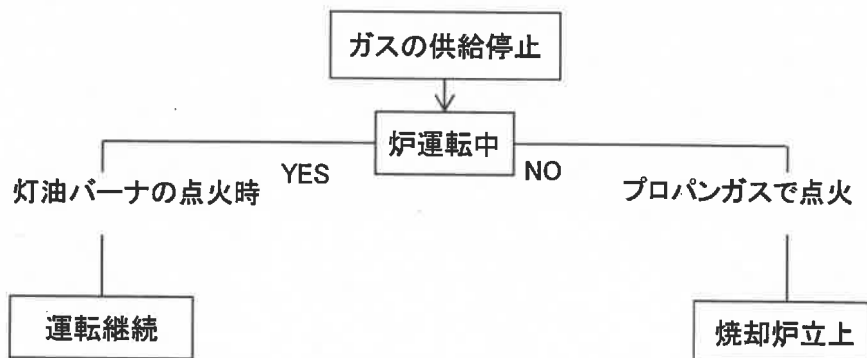
②: 中度→技術管理者は防火管理者の指示の下、「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、必要に応じ修理を手配する。

③: 重度→技術管理者は防火管理者の指示の下、「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、修理及び貯留可能量を超えた場合の手配を行う。

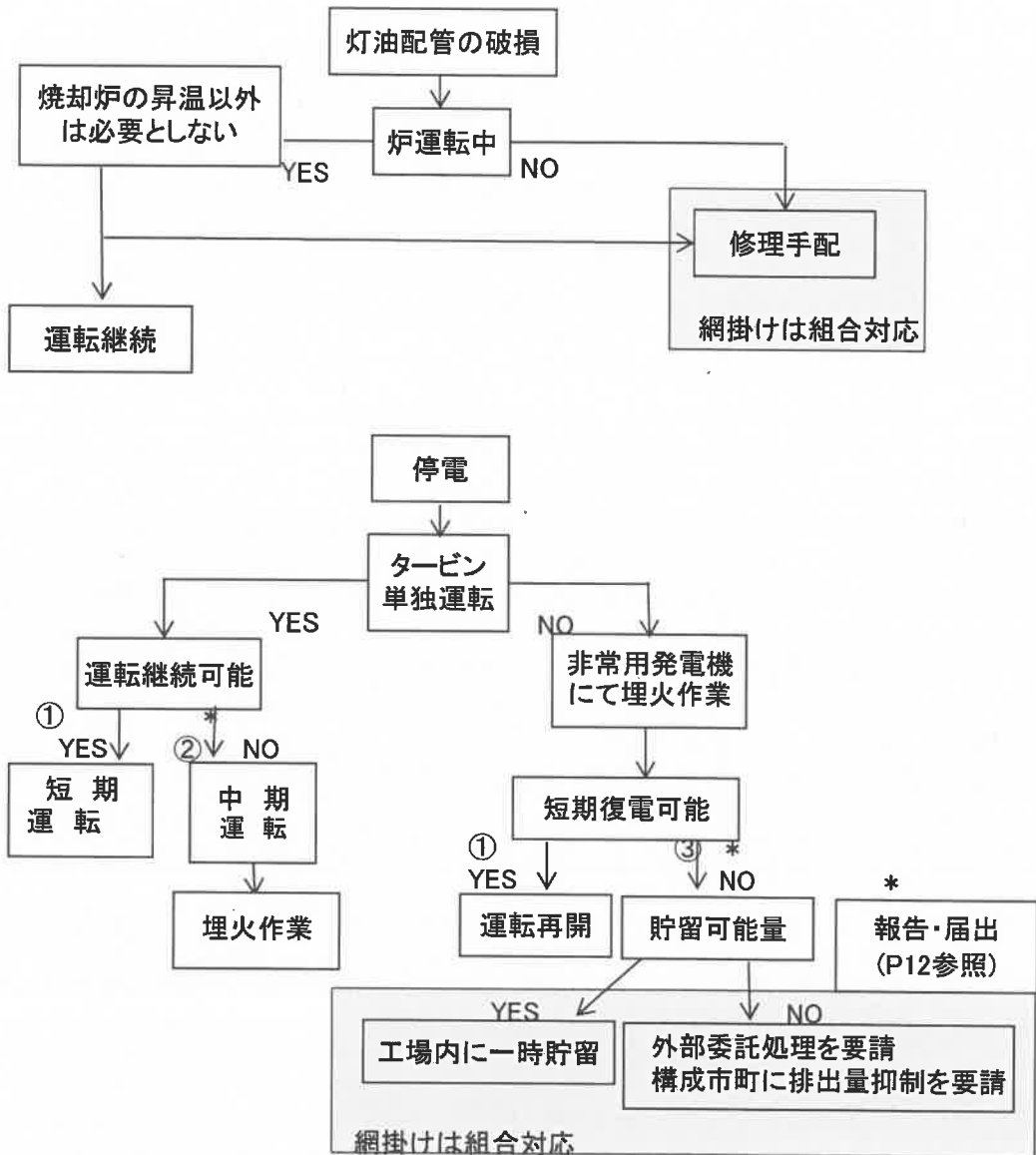
断水時の対応



ガス停止時の対応

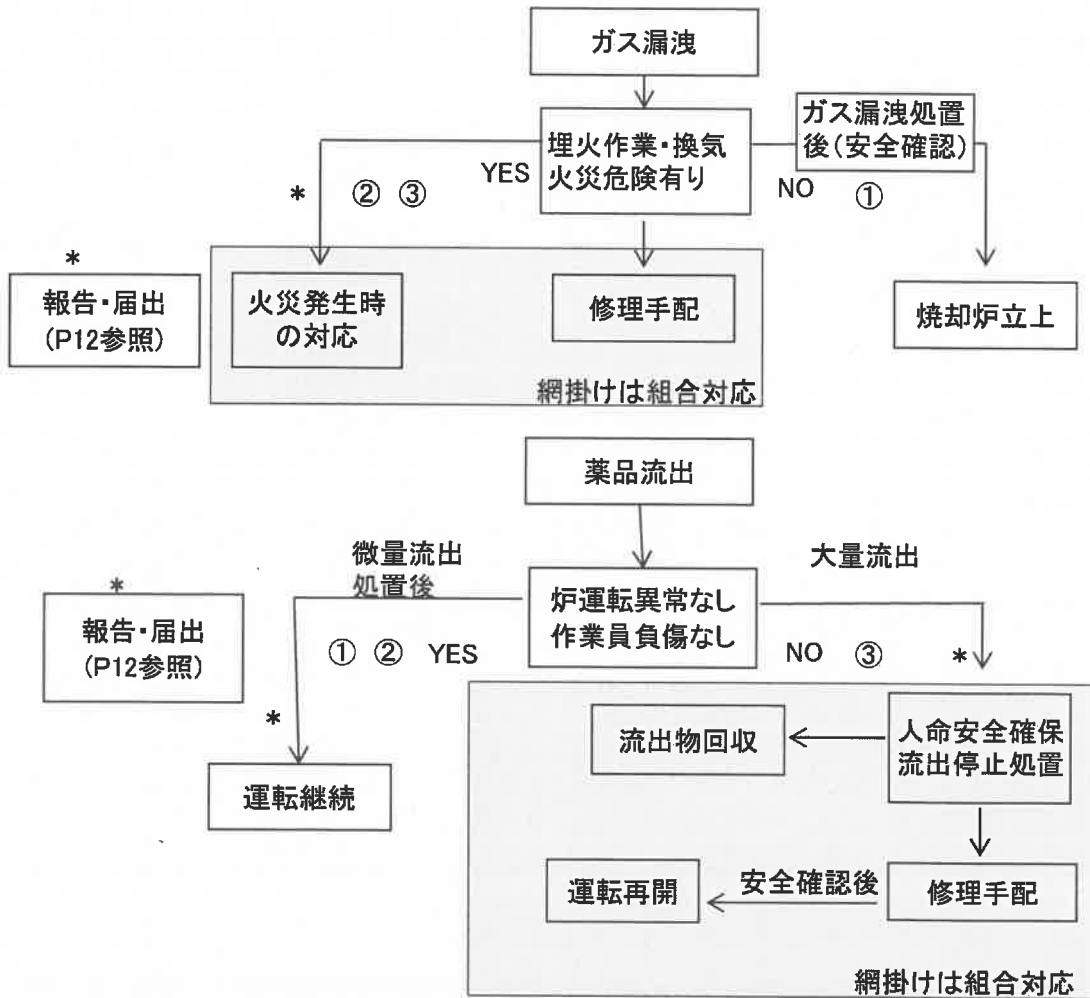


灯油配管破損時・停電の対応



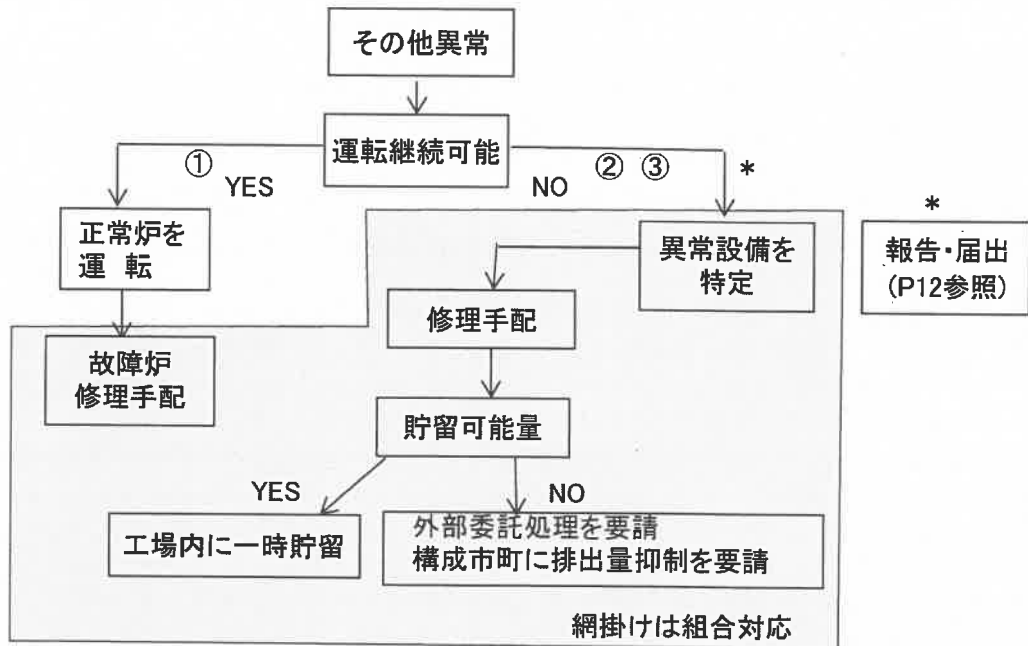
- ①: 軽度→技術管理者は電気主任技術者の指示の下、口頭により工場長へ報告する。
- ②: 中度→技術管理者は電気主任技術者の指示の下、「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、必要に応じ修理を手配する。
- ③: 重度→技術管理者は電気主任技術者の指示の下、「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、修理及び貯留可能量を超えた場合の手配を行う。

ガス漏洩・薬品流出・その他異常時の対応



- ①: 軽度→技術管理者は特定化学物質作業主任者の指示の下、口頭により工場長へ報告する。
- ②: 中度→技術管理者は特定化学物質作業主任者の指示の下、「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、処置の手配をする。
- ③: 重度→技術管理者は特定化学物質作業主任者の指示の下、「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、人命の確保及び修理の手配を行う。

その他異常時の対応



- ①:軽度→技術管理者は口頭により工場長へ報告する。
- ②:中度→技術管理者は「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、必要に応じ修理を手配する。
- ③:重度→技術管理者は「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、修理及び貯留可能量を超えた場合の手配を行う。

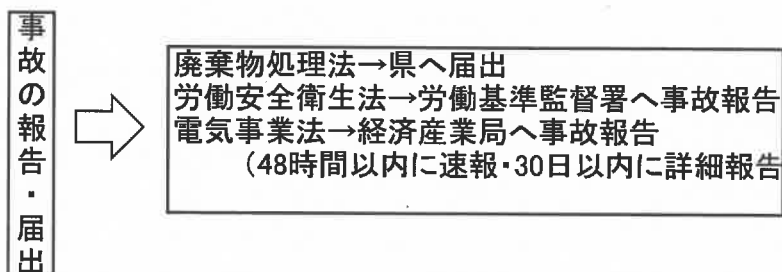
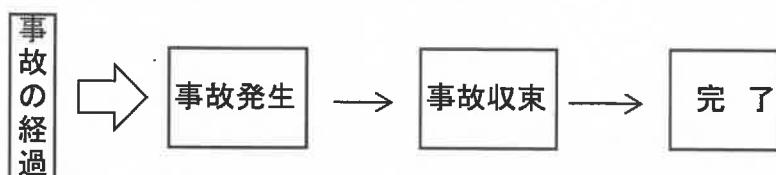
事故別対応指示者

事故の種類	事故別対応指示者
火災・爆発	防火管理者
電気事故	電気主任技術者　ボイラー・タービン主任技術者
ガス漏洩	特定化学物質作業主任者
有毒ガス等発生	特定化学物質作業主任者
薬品等流出	特定化学物質作業主任者
設備異常等	廃棄物処理施設技術管理者

設備別事故対応方法

設備名	想定される異状	想定される事故	対応
受入・供給	ピット内の発火	ピット内火災	火災時の対応
	プラットフォームでの発火	ごみの火災	火災時の対応
燃 焼	ごみホップブリッジ	逆火によるピット内火災	火災時の対応
	危険物タンク、管の破損	危険物漏洩	灯油配管破損時の対応
燃焼ガス冷却	ボイラ安全弁動作	蒸気噴出	運転マニュアル
排ガス処理	設備の故障	排ガス異常	その他異常時の対応
	薬品タンク、管の破損	薬品漏洩	薬品流出時の対応
通 風	煙道の破損	燃焼ガス漏洩	ガス漏洩時の対応
給 水	断水	水不足	断水時の対応
排水処理	設備の故障	薬品漏洩	薬品流出時の対応
	薬品タンク、管の破損	薬品漏洩	薬品流出時の対応
電 気	停電	設備停止	停電時の対応
計 装	制御不能	設備停止	その他異常時の対応

事故の経過・報告・届出



届出の義務

・廃棄物処理法第21条の2(事故時の措置)に定める届出の義務が生じる場合は、事故が発生し、施設周辺に廃棄物、汚水等が散乱、流出することにより、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合をいう。

直ちに、その支障の除去及び応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を県に届け出なければならない。

・中度及び重度の事故の場合は事故状況、対処方法を環境委員会に報告しなければならない。

事故完了報告

作成日：〇〇年〇〇月〇〇日

1 施設管理者名及び施設の住所 1)施設名: 2)施設管理者名: 3)施設の住所: 4)電話番号:
2 事故発生施設の種類: ・一般廃棄物処理施設:
3 施設規模 t/日
4 事故の種類:
5 発生日時: 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
6 事故発生設備 (場所)
7 事故の状況(具体的な状況):
8 事故原因:
9 防災設備等の設置状況と事故時の作動状況:
10 防止対策:
11 周辺環境調査結果:
12 その他
13 報告者・記入者 氏名: 所属:

教育・訓練の評価

種 類	責 任 者	訓練方法	評 価 者
消防計画に基づく消防訓練	防火管理者	防火管理者指揮のもと消防訓練を行う。	防火管理者 消防署長
保安規定に基づく教育・訓練	ボイラー・タービン主任 電気主任	電気工作物の工事、維持運用に従事する者に必要に応じて指導訓練を行う。	工場長 所長
安全衛生に基づく教育・訓練	各課長	設備の法定点検を行う。	安全衛生委員会委員
資格取得に基づく教育・訓練	ボイラー・タービン主任 電気主任	資格取得に向けた教育を行う。	工場長 所長

過去の事件事例等によって、事故を未然に防ぐような教育・訓練を行う。

印西クリーンセンター維持管理に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第5項（維持管理に関する計画）による印西クリーンセンターの維持管理は以下のとおり計画します。

- 1 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行います。
- 2 ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合は、常時ごみを攪拌します。
- 3 燃焼室へのごみの投入は、定量ずつ連続的に行います。
- 4 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保ちごみを焼却します。
- 5 焼却灰の熱灼減量が10%以下になるように焼却します。
- 6 運転を開始する場合は、助燃装置等を作動させ、炉温の上昇曲線に沿って速やかに上昇させます。
- 7 運転を停止する場合は、助燃装置等を作動させ、炉温の下降曲線に沿ってごみを燃焼し尽くします。
- 8 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 9 バグフィルターに流入する燃焼ガスの温度を概ね摂氏200度以下に冷却します。
- 10 バグフィルターに流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 11 排ガス処理設備等に堆積したばいじんを除去します。
- 12 排ガス中の一酸化炭素の濃度を100ppm（O₂12%換算）以下となるようにごみを焼却します。
- 13 排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 14 排ガス中のダイオキシン類の濃度を1ng-TEQ/N m³（1，2号炉）、0.5ng-TEQ/N m³（3号炉）以下となるようにごみを焼却します。
- 15 排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙濃度（ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素）を毎年二回以上測定し、かつ、記録します。
- 16 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
- 17 ばいじん（飛灰）と主灰は分離して、貯留します。
- 18 ばいじん（飛灰）の薬剤処理を行う場合は、ばいじんと薬剤を均一に混合します。
- 19 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずると共に、消火設備を備えます。